

## 令和2年6月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 6月15日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	6
開会	8
事務報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
市長の提案理由説明	10
散会	20
◎会議録第2号 6月17日	
議事日程	23
出席欠席者名	23
開議	25
質疑・一般質問	25
14番 芥川幸子議員	25
1 避難所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について	25
2 GIGAスクール構想の実現について	27
3 子育て支援について	31
13番 藤井慶峰議員	32
1 職員定数の適正化と労働環境の改善について	32
12番 中口俊宏議員	36
1 職員の育成と組織づくりについて	36
2 安全・安心なまちづくりについて	39
散会	41
◎会議録第3号 6月18日	
議事日程	45
出席欠席者名	45
開議	47

質疑・一般質問	47
1 1 番 野口修一議員	47
1 人口の変化と移住定住	47
2 キリシタンの歴史顕彰	50
3 介護と家庭	52
4 アスベスト被害と肺の病	54
1 0 番 檜崎政治議員	56
1 介護現場における新型コロナウイルス感染症対策について	56
3 番 今中真之助議員	61
1 消防団活動について	61
2 教育行政について	65
3 マイナンバーカードについて	67
4 公共交通について	68
散会	70

#### ◎会議録第4号 6月19日

議事日程	73
出席欠席者名	73
開議	75
質疑・一般質問	75
1 番 佐美三 洋議員	75
1 本市における光ファイバーケーブル（光回線）の整備状況 及び第5世代移動通信システム（5G）整備に向けての考 え方について	75
1 8 番 福田慧一議員	82
1 新型コロナウイルス感染症対策について	82
1 7 番 村田宣雄議員	91
1 学校給食の食材の取扱いの実態	91
2 産地生産基盤パワーアップ事業への対応	94
常任委員会に付託（議案第38号から議案第60号）	96
常任委員会に付託（請願・陳情）	96
散会	97

◎会議録第5号 6月30日

議事日程	103
出席欠席者名	104
開議	106
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	106
(質疑・討論)	107
各常任委員長報告	107
1 総務市民常任委員長報告	108
2 経済建設常任委員長報告	111
3 文教厚生常任委員長報告	113
(質疑・討論・採決)	116
請願・陳情について(質疑・討論・採決)	117
議案第61号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第62号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第63号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第64号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第65号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第66号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第67号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第68号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第69号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第70号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第71号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
議案第72号 宇土市農業委員会の委員の任命について	121
(討論・採決)	121
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について(採決)	121
(追加日程)	
発議第2号 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書	122
閉会	123
署名	126

第 1 号

6 月 1 5 日 (月)

# 令和2年6月宇土市議会定例会会議録 第1号

## 宇土市告示第77号

令和2年6月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月11日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和2年6月15日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

### 1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
6月15日	月	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
6月16日	火	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
6月17日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月18日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月19日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
6月20日	土		休 会	(市の休日)
6月21日	日		休 会	(市の休日)
6月22日	月	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
6月23日	火	10:00	委員会	総務市民常任委員会
6月24日	水	10:00	委員会	経済建設常任委員会
6月25日	木		休 会	議事整理
6月26日	金		休 会	議事整理
6月27日	土		休 会	(市の休日)
6月28日	日		休 会	(市の休日)
6月29日	月		休 会	議事整理
6月30日	火	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

## 2. 議事日程

令和2年6月15日（第1号） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 1号 令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

日程第 7 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 2号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 3号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 4号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 5号 宇土市固定資産評価員の選任について

日程第11 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 6号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 7号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第13 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 8号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 9号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第10号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第11号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第12号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

日程第18 議案第50号 宇土市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関

する条例について

- 日程第 1 9 議案第 5 1 号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 5 2 号 宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 5 3 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 5 4 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 財産の取得について
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 8 議案第 6 0 号 令和 2 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 9 議案第 6 1 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 0 議案第 6 2 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 1 議案第 6 3 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 2 議案第 6 4 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 6 5 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 4 議案第 6 6 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 5 議案第 6 7 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 6 議案第 6 8 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 7 議案第 6 9 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 8 議案第 7 0 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 9 議案第 7 1 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 0 議案第 7 2 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 報告第 3 号 令和元年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 令和元年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計繰越明許

費繰越計算書の報告について

報告第 6号 令和元年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 7号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 太 田 耕 幸 君	総 務 部 長 杉 本 裕 治 君
企 画 部 長 石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長 小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 山 口 裕 一 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 宮 田 裕 三 君
総 務 課 長 光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長 東 顕 君
財 政 課 長 上 木 淳 司 君	企 画 課 長 宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長 加 藤 敬 一 郎 君	

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長 野 口 泰 正 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長 牧 本 誠 君
-------------------	---------------------------------



議事係参事 永守未和さん 庶務係参事 松本浩典君

午前10時44分開会

-----○-----

○議長（柴田正樹君） ただいまから、令和2年6月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長，野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 事務報告をいたします。

令和2年3月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（柴田正樹君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、10番，檜崎政治君，11番，野口修一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（柴田正樹君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月30日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から6月30日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号 令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

日程第7 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 3号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 4号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 5号 宇土市固定資産評価員の選任について
- 日程第 11 議案第 43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 6号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 12 議案第 44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 7号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第 13 議案第 45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 8号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 9号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 15 議案第 47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 10号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 11号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 17 議案第 49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第 12号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 18 議案第 50号 宇土市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関  
する条例について
- 日程第 19 議案第 51号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 52号 宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第 21 議案第 53号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 54号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 55号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 56号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 57号 宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第 26 議案第 58 号 財産の取得について  
日程第 27 議案第 59 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）について  
日程第 28 議案第 60 号 令和 2 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 29 議案第 61 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 30 議案第 62 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 31 議案第 63 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 32 議案第 64 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 33 議案第 65 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 34 議案第 66 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 35 議案第 67 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 36 議案第 68 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 37 議案第 69 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 38 議案第 70 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 39 議案第 71 号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
日程第 40 議案第 72 号 宇土市農業委員会の委員の任命について

報告第 3 号 令和元年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 4 号 令和元年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第 5 号 令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 6 号 令和元年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 7 号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（柴田正樹君） 日程第 3，市長提出諮問第 1 号から，日程第 40，議案第 72 号までの 38 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和 2 年 6 月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただき，誠にありがとうございます。

さて、今月11日に本市を含む九州北部地方が梅雨入りをいたしました。福岡管区気象台によりますと、例年よりも6日遅く、昨年より15日早い梅雨入りとなりました。

近年、この梅雨時期から台風シーズンまでの間、想定をはるかに超える大雨や暴風等により、全国各地で甚大な被害が発生しております。今後、本市においても厳重な警戒・監視のもと、市民の皆様にはいち早く避難情報を含めた防災情報を確実に伝達できるよう体制強化に努めてまいりたいと考えております。

そのような中、本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難所における感染症対策にも万全を期さなければなりません。そのため、従来の避難所運営の在り方を大幅に見直し、密閉・密集・密接のいわゆる三つの密をできるだけ回避した感染症対策を講じてまいります。

具体的には、避難された方々に問診や検温等を実施し、マスクの着用を徹底するほか、避難所内で避難世帯ごとに一定の距離を確保できるよう、市内避難所4か所を体育館等の大型施設に変更するなど、できる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、避難の際は、何かと御不便や御負担をお掛けしますが、これらの取組は新型コロナウイルス感染症から命を守るものでございますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

さて、本県における政府の緊急事態宣言が解除され、1か月が過ぎました。

しかしながら、この間、東京都や福岡県北九州市で新たな集団感染が確認されるなど、予断を許さない状況となっております。本県においても、今後、第2波は必ず来るという認識のもと、新型コロナウイルスを想定した新たな生活様式を定着させていく必要があると考えております。

本市においては、これまで幸いにも感染者が確認されておりませんが、これは市民の皆様が外出自粛やマスク着用の徹底など、感染予防対策に努めていただいたことに加え、市内事業所においては、営業活動の自粛等に御協力いただいた結果であり、心から感謝申し上げます。

その一方、長期間にわたる外出自粛や小中学校等の臨時休業、そして、県からの営業施設等に対する休業要請に伴い、市民生活や市内の地域経済に深刻な影響を及ぼしていることは、十分認識しているところでございます。

そのためにも、今後、様々な支援策をスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

それでは、現在、本市が取り組んでおります新型コロナウイルス感染症対策について御報告いたします。

はじめに、非接触式セルフ検温端末の導入についてでございます。現在、市仮設庁舎入り

口に設置しておりますこの検温端末は、本市の地域おこし協力隊の隊員の方が開発に携わり、地元企業等の協力のもと製品化され、寄贈いただいたものでございます。

この検温端末の優れた点は、マスクを着用したままでも約1秒で検温でき、37.5度以上を感知するとアラームが鳴る仕組みとなっております。

この検温端末の導入は、今年3日に開催されました全国市長会議の内閣総理大臣メッセージの中で、本市の地域おこし協力隊の隊員が地域貢献として感染症対策に奮闘している素晴らしい取組として紹介されました。

現在は、仮設庁舎入り口のほか、新たに保健センターにも1台設置をしており、今後は、避難所等にも必要に応じて設置するなど、感染が疑われる方の早期発見や市民の皆様への意識啓発など、感染拡大防止に向け活用したいと考えております。

次に、市民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金につきまして御報告いたします。

今年11日時点で、対象となる1万5,384世帯中約97%、1万4,874件の申請があっており、そのうち約97%、1万4,485件の給付が既に完了しているところでございます。

また、申請に当たっては、多くの市民の皆様が郵送による申請に御協力をいただき、市の窓口等が混雑するといった混乱もなく、市民の皆様の節度ある行動に大変感謝しているところでございます。

本市としましては、今後、給付を辞退された方を除き、全ての対象者に給付できるよう、制度の周知に努め、申請漏れがないよう取り組んでまいります。

次に、本市の独自支援策として、売上げが減少した小規模企業者に対し10万円、テナント料などの賃料等の負担がある場合は5万円を加算して給付する小規模企業者事業継続給付金制度を既に設けておりますが、今年11日時点で189件の申請があっております。

こちらの制度につきましても、対象となる小規模企業者が漏れなく申請されるよう、あらゆる機会を通じ制度の周知に努めてまいります。

次に、今年1日からみんなでマスクプロジェクトを実施しております。これは、市民に対しマスク着用の意識づけを行うことを目的とし、マスク着用の啓発と善意のマスク募集が主な取組となります。

うとん行長しゃんのマスク着用ポスターの掲示やチラシ等の配布により、市民一人一人がマスク着用を意識し、引き続き新型コロナウイルスに対する危機意識を市民全体で共有することで、この困難を乗り越えていきたいという思いから実施しているものでございます。

善意のマスク募集については、市仮設庁舎1階の総合窓口、網津・網田支所を含む市内8か所に、今月末までマスクポストを設置しております。

市民の皆様から、既にたくさんの善意のマスクを御寄付いただいております。心から感謝申し

上げます。

今後、マスクを必要とされている市民の皆様や施設等にしっかりと届けてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、趣旨を御理解いただき、このプロジェクトの推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、追加の支援策として実施に向けて準備を進めております取組を御紹介いたします。

まず、1点目が子育て世帯に対する商品券の配布でございます。これは、子育て世帯の経済的負担軽減と消費喚起による地域経済の活性化を図るため、18歳以下の子どもがいる世帯に対し、市内事業所で使用できる商品券1万円分、就学援助又は児童扶養手当の受給世帯にはさらに2万円分を加算し、配布するものでございます。

配布に当たっては、現在、急ピッチで準備を進めているところであり、来月下旬を目途に、郵送による配布を行いたいと考えております。

次に、2点目が学校ICT環境の整備促進でございます。これは、政府が進めるGIGAスクール構想の実現に向けて、市立小中学校の児童生徒に対する、1人1台のタブレット端末の整備を前倒しして実施するものでございます。また、併せて急速なICT化を支援するためのGIGAスクールサポーターも配置したいと考えております。

学校の臨時休業の際には、いかに子どもたちの学びを保障するかが大きな課題でございました。このことから、子どもたちが安心して学び続けられるような、ICT環境の整備を加速させてまいりたいと思います。

政府の緊急事態宣言や県の休業要請が解除されたとは言え、かつての日常を取り戻すにはまだまだ長い時間を要するものと考えられます。

一日も早くこの難局を乗り切るためには、市民の皆様や議員の皆様、そして事業者の皆様など、宇土市が一丸となって力と心を合わせ、取り組むことが不可欠であると考えております。

市民の皆様におかれましては、引き続き手洗いやマスクの着用、そして、人と人との距離を一定に保つように心がけるなど、感染予防対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

今後も、新型コロナウイルス感染症から、市民の皆様の健康、命、そして生活を守ることを最優先に考え、国の財源等を効果的かつ最大限に活用しながら、感染症対策と地域経済の活性化の両立に向けて全力で取り組んでまいりますので、これまで以上に議員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に答申をいただきたいものがあることから、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1では、人事案件3件を提案させていただいております。

諮問第1号から諮問第3号まで、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これら3件は、人権擁護委員の任期が本年9月30日で満了となりますので、新たな委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員の候補者には、野村きよみさん、藤井敬夫さん、中熊照美さんをそれぞれ推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

この3件につきましては、熊本地方法務局宇土支局への推薦期限の都合により、本日、答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案その2では、専決処分報告承認関係が12件、条例関係が8件、その他が1件、予算関係が2件、人事案件が12件の35議案、及び報告が5件であります。

まず、議案第38号から議案第49号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第38号、専決第1号、令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。補正額は、2億1,561万5千円を増額するもので、補正後の総額は181億4,061万7千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、社会保障・税番号制度経費及び職員給の増額を行っております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（子育て支援分）等を計上しております。

農林水産業費では、令和元年度経済対策として、船場川湛水防除事業及び県営水利施設整備事業を計上しております。

土木費では、同じく令和元年度経済対策として、準用河川改修事業経費及び急傾斜地崩壊防止対策事業費、並びに国県営道路整備事業経費を計上しております。

消防費では、消防団経費の増額を行っております。

教育費では、令和元年度経済対策として、学校ICT環境整備事業を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策事業（宇土幼稚園、花園幼稚園分）の計上、並びに幼稚園費一般経費の増額を行っております。

そのほか、繰越明許費については新型コロナウイルス感染症対策事業（障害児施設給付サービス分）ほか5件について追加の設定を行っております。



地方債の補正については、令和元年度経済対策として、県営水利施設整備事業ほか5件の追加を行っております。

議案第39号、専決第2号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。議案第40号、専決第3号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これら2件は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第41号、専決第4号、宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について。これは、介護保険法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第42号、専決第5号、宇土市固定資産評価員の選任について。これは、固定資産評価員である税務課長の人事異動に伴い、後任の評価員を選任したものであります。

議案第43号、専決第6号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。補正額は4,610万5千円を増額するもので、補正後の総額は195億2,610万5千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、庁舎建設事業経費の増額を行っております。

民生費では、生活支援臨時給付金事業（コロナ対策分）を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（人件費分）を計上しております。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（農林水産課分）を計上しております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（商工観光課分）を計上しております。

そのほか、地方債の補正については、その他公共施設・公用施設災害復旧事業の限度額の変更を行っております。

議案第44号、専決第7号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は68万4千円を増額するもので、補正後の総額は43億8,923万9千円です。これは、傷病手当金（新型コロナウイルス対策分）を計上しております。

議案第45号、専決第8号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これは、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給するため、所要の改正を行ったものであります。

議案第46号、専決第9号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。補正額は3,396万円を増額するもので、補正後の総額は195億6,006万5千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っ

ております。

歳出につきましては、民生費で特別定額給付金事業（新型コロナウイルス対策分）の計上、及び生活支援臨時給付金事業（コロナ対策分）の減額を行っております。

議案第47号、専決第10号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第48号、専決第11号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。補正額は38億1,273万5千円を増額するもので、補正後の総額は233億7,280万円でございます。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議員経費及び議会一般経費の減額を行っております。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（人件費分）及び新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）等の計上、並びに企画振興経費等の減額を行っております。

民生費では、特別定額給付金事業（新型コロナウイルス対策分）及び子育て世帯への臨時特別給付金事業（新型コロナウイルス対策分）等の計上、並びに社会福祉総務一般経費の減額を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（健康づくり課分）及び新型コロナウイルス感染症対策事業（産前・産後サポート事業）を計上しております。

農林水産業費では、農業振興一般経費の減額を行っております。

商工費では、小規模企業者事業継続給付金事業（新型コロナウイルス対策分）を計上しております。

土木費では、土木総務費一般経費の減額を行っております。

教育費では、事務局費一般経費（総務係分）の減額を行っております。

議案第49号、専決第12号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。補正額は1億8,813万円を増額するもので、補正後の総額は235億6,093万円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（子育て支援分）及び子育て世帯への臨時特別給付金事業（新型コロナウイルス対策分）等の増額、並びにチビッ子広場管理経費の減額を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（消毒事業補助金）を計上しております。

商工費では、新型コロナウイルス経済対策商品券事業を計上しております。

教育費では、学校ICT環境整備事業（新型コロナウイルス対策分）及び学校ICT環境整備事業（地方創生臨時交付金事業分）の計上、並びに学校一般経費（ICT関連経費分）の減額を行っております。

議案第50号、宇土市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例について。これは、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償について定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第51号、宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第52号、宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市が処理する事務として傷病手当金の事務を追加する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第53号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。議案第54号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これら2件は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第55号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第56号、宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第57号、宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について。これは、一時預かり保育を円滑に実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第58号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。補正額は2億7,924千円を増額するもので、補正後の総額は237億6,885万4千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を

行っております。

歳出につきましては、総務費では、網田地区移動支援（乗合デマンド実証実験）事業の計上及び社会保障・税番号制度導入経費等の増額を行っております。

民生費では、みんなの家移設事業等の計上及び災害救助援護経費等の増額を行っております。

農林水産業費では、農業振興一般経費（臨時分）等の増額を行っております。

商工費では、マリーナ施設整備事業及び自然公園整備事業の増額を行っております。

土木費では、避難路整備事業（復興基金創意工夫分）の計上等を行っております。

消防費では、防災行政無線維持管理経費等の増額を行っております。

教育費では、震災対策事業（文化課分）及び新型コロナウイルス感染症対策事業（給食センター分）の計上、並びに社会教育総務費一般経費等の増額を行っております。

そのほか、自治法派遣職員住居借上に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

地方債の補正については、消防団詰所等整備事業ほか3件の限度額の変更を行っております。

議案第60号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。資本的支出における補正額は583万円を増額するもので、補正後の総額は4億2,230万6千円です。これは、築籠ポンプ場3号主ポンプ用吐出弁改修に係る工事費の増額を行っております。

そのほか、地方債の補正については、公共下水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第61号から議案第72号まで、宇土市農業委員会の委員の任命について。これは、宇土市農業委員会の委員の任期が、令和2年7月19日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、中村英子さん、安田鷹嗣さん、谷山次則さん、木村良一さん、齊藤英次さん、田代和弘さん、境良一さん、松下清史さん、鎌賀和夫さん、太田桂子さん、加悦雅浩さん、宮本久美子さん、以上12人を任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第3号、令和元年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第4号、令和元年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。報告第5号、令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第6号、令和元年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

これら4件は、それぞれの会計において繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書又は繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項又は地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものであります。

報告第7号、宇土市土地開発公社の経営状況の報告について。これは、土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告するものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（柴田正樹君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第3号の3件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの諮問第1号から諮問第3号の3件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、諮問第1号から諮問第3号の3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、諮問第1号から諮問第3号の3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 全員賛成です。よって、諮問第1号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

諮問第2号について、原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 全員賛成です。よって、諮問第2号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

諮問第3号について、原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 全員賛成です。よって、諮問第3号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日16日火曜日、10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、17日水曜日に関き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

午前11時23分散会

第 2 号

6 月 1 7 日 (水)

## 令和2年6月宇土市議会定例会会議録 第2号

6月17日（水）午前10時00分開議

### 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

#### 1. 芥川幸子議員

- 1 避難所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
- 2 GIGAスクール構想の実現について
- 3 子育て支援について

#### 2. 藤井慶峰議員

- 1 職員定数の適正化と労働環境の改善について

#### 3. 中口俊宏議員

- 1 職員の育成と組織づくりについて
- 2 安全・安心なまちづくりについて

### 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

### 4. 欠席議員（なし）

### 5. 説明のため出席した者の職・氏名



市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	山 口 裕 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	宮 田 裕 三 君
総 務 課 長	光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長	東 顕 君
財 政 課 長	上 木 淳 司 君	企 画 課 長	宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長	加 藤 敬 一 郎 君	健 康 づ くり 課 長	西 山 祐 一 君
学 校 教 育 課 長	田 尻 清 孝 君	指 導 主 事	太 田 黒 保 宏 君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	野 口 泰 正 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	牧 本 誠 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（柴田正樹君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

14番，芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） おはようございます。公明党の芥川でございます。

まずは，市長をはじめ職員の皆様には新型コロナウイルス感染対策におきまして，様々な対応，また市独自の支援策を講じるなど御尽力をいただき，大変にありがとうございました。早速ではありますが，通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずは，避難所における新型コロナウイルス感染防止対策につきまして質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大により，災害時の避難所運営が課題となっております。今回の新型コロナウイルス感染症が収束しない中で，地震や集中豪雨による土砂災害，浸水被害など大規模災害が発生し，住民が避難を余儀なくされる場合に備え，避難所での運営を円滑に行うなど避難所運営マニュアルの見直しが進んでおります。

本市におきましては，災害発生時に避難所運営を迅速かつ円滑に実施できるように，宇土市避難所運営マニュアルを作成してありますが，今回の新型コロナウイルス感染症が収束しない中での避難所における感染症対策は，決して十分ではないように思います。また，今回の新型コロナウイルス感染防止対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成は，大変重要であると考えております。総務部長に，本市の作成状況につきましてお伺いいたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

本市では，平成31年3月に宇土市避難所運営マニュアル（事前準備編），（避難所開設・運営編），（様式集）を作成し，各行政区長に配布しております。本マニュアルは，熊本地震での避難所運営における公助の限界という反省を生かし，自主防災組織を中心とした共助による避難所運営を円滑に進めるための内容となっております。また，本マニュアルを活用し，昨年度の総合防災訓練では，初めての試みとして，自主防災組織による避難所レイアウト訓練を実施いたしました。

本マニュアルでは，一般的な感染症予防に対するルールは取り決めているものの，今回の新型コロナウイルス感染症のような大規模な感染症に関しましては，対応できておりません。

また，令和2年4月7日付けで，内閣府・消防庁・厚生労働省の連名で「避難所における

新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」が発出されました。この通知の主な留意事項としましては、まず、親戚や友人の家等への避難の検討。次に、避難者の健康状態の確認。次に、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底。次に、十分な換気の実施、スペースの確保等。最後に、発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保等が挙げられております。

これを踏まえ、本市におきましても、避難所従事職員向けマニュアル避難所運営の手順書（コロナ対応編）を作成し、6月1日に全職員に通知しているところでございます。

今後、国や県の情報、また他自治体の先進事例等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ、市民向けの避難所運営マニュアルの作成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた、避難所開設・運営訓練につきましてお尋ねをいたします。大規模災害のため多くの人が集まる避難所で、新型コロナウイルスの感染拡大をどう防ぐか、そうしたことを念頭においた避難所開設・運営訓練が、各地の自治体で行われております。また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の一環として、内閣府防災担当より新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインが作成をされました。

その中で避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等について確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮の上、積極的に実施することが望ましく、訓練実施に当たって参考としていただくようお願いをしております。その上で、被災者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染を防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を徹底することは極めて重要となっております。不特定多数の人が大勢集まる避難所では、あらゆる場所にウイルスに触れるリスクが潜むと言われております。特に注意が必要なのは、寝泊まりする共有スペースでございます。新型コロナウイルスを含む飛沫は、床に落ちた後も5日程度感染力を持つ可能性があるということでございます。感染を予防するためには、床から離れることが必要で、床から30センチほどの高さが保たれ、リスクを抑えることができる段ボールベッドを設置することが有効と言われております。また、飛沫防止のため一定の高さのあるパーティションの設置も有効とされております。感染リスクを減らすために、どのような対策ができるのか、事前の準備や備えが大変重要であると考えます。総務部長に、新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた避難所開設・運営訓練につきまして、本市の取組をお伺いいたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

今年度の避難所開設につきましては，広報うと6月号にも掲載しましたとおり，新型コロナウイルス感染症対策として，風水害時に開設する市内7地区の第1次避難所のうち，宇土地区・轟地区・走潟地区・緑川地区の4か所を通常開設する施設より広い施設へ変更し，避難者同士が一定の間隔を確保できるような対策をしております。

具体的には，宇土地区は，福祉センターからecowin宇土アリーナへ。轟地区は，轟地区公民館から轟地区農業者トレーニングセンターへ。走潟地区は，走潟小学校体育館から走潟地区体育館へ。緑川地区は，緑川地区公民館から緑川地区農業者トレーニングセンターへそれぞれ変更しております。

また，避難所の密集をさけるため，可能な限り親戚や知人宅などへの避難を優先していただき，避難所へ避難するときはマスクの着用，避難所では手洗い，うがい，咳エチケットなどの徹底をお願いしております。

さらに，受付時に問診と検温を実施するとともに，避難者に発熱などの症状がある場合は，別室等での待機やパーティション等の設置により対応することとしております。

このように今後の避難所運営に対しましては，先ほど答弁しました，職員向けマニュアル避難所運営の手順書（コロナ対策編）を基に，対応することとしております。しかし，熊本地震のような大災害時における今回のような新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた避難所開設や運営についても，事前の準備や備えは大変重要であると認識しております。

そこで今後は，他自治体の先進事例等を参考にしながら，本市の総合防災訓練や非常参集訓練等の中で，新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた避難所開設・運営訓練の実施を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次は，GIGAスクール構想の実現につきましてお伺いをいたします。新型コロナウイルスの感染拡大によって臨時休校を余儀なくされました。休校中の3か月間，子どもたち，保護者の皆様，学校関係者はもちろん，社会全体としても教育に対して不安を抱いた期間だったと思っております。当初，多くの学校では，4月から再開することを見越してプリントを作成し，子どもたちに渡して自主学習を行っていました。ところが4月になっても新学期が始まってすぐに休校になり，5月末まで続けました。子どもたちは新しい学校，クラスにはなったけど，担任がどんな人か分からない。精神的な不安が大

きかったと思います。その様子をすぐそばで見ている保護者の方にとっては、プリントが配布されたものの、子どもたちは暫く頑張ったとしても、子どもたちが頑張り続けることは難しいという心配も出てきたように思います。

文科省が、4月16日に休校などを実施している1,213の自治体に対して行った調査によりますと、休校中の家庭学習の指導法としては、教科書や紙の教材を活用した方法が100%で、デジタル教科書やデジタル教材が29%、テレビ放送が24%、教育委員会が独自に作成した授業動画が10%です。また、4月の段階で自治体によっては、オンライン学習を始めた学校がありましたが、そういうところは既に子どもたちに1人1台のパソコンが整備をされていて、すぐに対応できたということでございます。オンラインで、しかも同時双方向で授業を実施した自治体は、全国で5%という大変低い実施率だったそうです。

本市でも、臨時休校中は先生方も苦慮されたとは思いますが、児童生徒たちへの学習機会の確保につきましては、どのような取組をされたのか。県内及び本市の状況につきまして、教育部長にお伺いいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 新型コロナウイルス感染症対策のため行った臨時休業中の児童生徒への学習機会の確保について、お答えいたします。

まず、県内自治体の主な取組状況ですが、国が示すGIGAスクール構想では、1人1台の端末整備を目標として掲げています。この整備計画につきましては、令和2年度から令和5年度までの整備計画であったため、環境が整っていない自治体が多く、基本的には紙媒体での学習が大半を占めておりました。そのような中、高森町では、県のモデル事業で1人1台の端末整備が完了しており、テレビ会議システムを使用した双方向授業が行われました。また、熊本市では、1人1台の端末整備は完了していませんでしたが、タブレットを貸出し、動画配信での授業や健康観察が実施され、テレビ局と連携して学習動画の放送が行われました。

次に、本市の取組状況についてお答えいたします。

本市においても、多くの自治体と同様に端末整備が完了しておらず、令和元年度末時点では、小学校で約8人に1台、中学校で約9人に1台の割合となっており、1人に1台の整備ができておりませんでした。

したがって、本市の各小中学校では、紙媒体での学習を中心に実施しました。具体的には、教科書に基づく家庭学習の課題の提示、また、ワークブックやドリル集等の副教材の使用、教科書に沿った学習プリントの作成、さらに文部科学省や県教育委員会から紹介のあった家庭学習支援につながるテレビ放送等のサイトを紹介して、各学年の実態に応じた学習指導を行いました。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。

国は、学校のICT化が進まない現状を踏まえ、昨年12月にGIGAスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改善とICTを効果的に活用した、多様な子どもたちを誰一人残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出し、今年度から国が直接予算を投入して、学校のICT化に乗り出す予定でございました。全国の小中学生1人に対してパソコンやタブレット端末を1台確保し、学校内に高速大容量の通信ネットワークを構築する計画でございます。文科省は、当初令和5年度までに端末整備の実現を目指していたところですが、今年度内に大幅に前倒しして実現するとして予算を計上いたしました。学校へのICT環境整備は、教育の質向上につながると期待されております。校内での双方向型の一斉授業や生徒一人一人の状況に応じた個別学習、ネットや動画を活用した授業などが可能になります。仮に災害や感染症の発生といった緊急時の臨時休校があっても、児童生徒が端末を持ち帰り、オンライン学習ができるようになります。

先ほども申しましたが、先行して整備に取り組んでいた自治体は、コロナ禍の中でオンライン授業ができ、児童生徒へ学習の機会を確保し、役立てることができております。国は、GIGAスクール構想の実現に対して予算枠は設けられましたが、活用するかどうかは自治体に委ねられています。本市では、市長がいち早く生徒1人に1台の端末を確保し、学校へのICT環境の整備をすと言っていたいただきましたので、大変うれしく思っているところでございます。同政策の円滑な実施を後押しするため、文科省は自治体などからの相談に対応するICT活用教育アドバイザー事務局を設け、ICT環境整備のサポートに全力を挙げるとしております。

そこで、本市におけるGIGAスクール構想での事業の実施内容と今後の活用につきまして、教育部長にお伺いをいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、GIGAスクール構想での事業の実施内容についてお答えします。

昨年12月文部科学省が決定した、令和元年度から令和5年度までの学校ICTの整備目標であるGIGAスクール構想実現パッケージでは、児童生徒1人に1台のパソコン整備が示されております。本市においても、この方針に基づき計画的に整備を行うため、令和2年度当初予算では、約3人に1台程度になるように予算計上を行ってまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度までに整備予定であった国

の補助事業、公立学校情報機器整備費補助金が令和2年度中に前倒しとなりました。このため、国の補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、早急に1人1台の端末整備を行う予定です。ただ、事業を進めるに当たっての課題として、端末の整備だけでは運用が困難であり、オンラインを使用して学習を行うためのセキュリティの確保や、使用方法についての子どもたちへの指導等も必要となります。さらに、段階的な指導マニュアルの作成や教職員への研修を行うため、GIGAスクールサポーターの配置が必要です。

また、教職員がテレビ会議システム等を使用して、オンライン授業を行ったり、デジタル教材等を利用できるように教職員用端末の整備も併せて行います。これらの経費については、5月25日付けで補正予算の専決処分を行わせていただいております。

今回、様々な事業者から補助金内で整備可能な学習ツールを含む、パッケージが提案されており、内容を精査するとともに、熊本県が実施する共同調達の実施内容も踏まえ、年内に発注を行う予定です。しかし、全国の自治体が年度内に発注を行うため、納品については相当時間がかかることが見込まれます。

次に、今後の活用についてお答えします。

インターネットを利用する学習では、家庭内にネットワーク環境が整っていることが必要になります。市内には光回線が未整備の地域もあり、ネットワークが利用できない家庭もあります。このため、この整備を急ぐとともに、暫定的な対策として、学校のネットワークを利用する方法が考えられます。現在、全ての小中学校には光回線によるネットワーク環境を整備しており、今年度中に体育館も含めた校内全てで利用可能な環境になります。ネットワーク環境が整っていない家庭においては、教室や体育館を使用して学習を行うことも検討しております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

昨年12月に、経済協力開発機構OECDが発表した調査によりますと、日本の子どもたちが学校の授業でICTを使う時間が、加盟国中で最下位でございました。一方で、SNSやゲームをする時間はトップでございます。今の子どもたちはデジタルネイティブ世代ですが、遊びでしか使っておりません。なぜなら、学校が情報化しておらず、学校で体系的な指導をしていないからできる子はできるし、できない子はできないままになっております。その結果、SNSなどにおいて情報モラル不足が問題になっているところです。今、国際社会では、自分でICTを使って情報を収集し、自分なりの考えを明確にし、それを誰かに伝えてディスカッションするような能力が重要だとして、教育を進めております。できるだけ早

くGIGAスクール構想が実現しますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。最後は、子育て支援に関して質問させていただきます。子育て世代包括支援センターにつきましては、平成27年9月より質問してまいりましたが、本年4月より宇土市子育て世代包括支援センターが開設をされました。開設の状況と事業内容についてお伺いをいたします。併せて、産後ケア事業につきましてお伺いをいたします。近年は、核家族化や晩婚化が進み、出産前後で心身が不安定な状態にもかかわらず、実家などに頼れない母親が少なくありません。そうした中、地域で実家に代わる機能を果たそうと出産後の母と子への心身のケアや、育児相談などを行うのが産後ケア事業でございます。全国でさらに普及させるため、同事業の実施を市区町村の努力義務とする改正母子保健法産後ケア法が昨年11月に成立をいたしました。改正法では、対象者を出産後1年以内の母子と明記し、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う世話、授乳指導、育児相談などを行うとしました。実施方法については、短期入所型、通所型、居宅訪問型の3類型を示し、病院や診療所、助産所の活用など、地域に応じた取組がなされております。そして、事業を効果的に実施するために、子育て世代包括支援センターなどの関係機関と連携することが、改正法に盛り込まれました。

そこで、この産後ケア事業についての実施状況につきまして、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持並びに増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する機関です。本市では、今年4月から健康づくり課が主管となり、市保健センター内に宇土市子育て世代包括支援センター、愛称さぼUTOを開設いたしました。さぼUTOの愛称は、市民から公募により決定したものです。

同センターでは、妊産婦及び乳幼児等の支援に必要な情報の把握や妊娠・出産・育児に関する相談業務、情報提供などのほか、心身の不調や育児不安があるなどの理由により、継続的な支援を要する妊産婦の支援プランの作成等を行います。開設から現在まで、支援プラン作成に至る対象の相談はあっておりませんが、今後身近な相談窓口として御活用いただけるよう周知してまいります。

次に、産後ケア事業は、出産後の心身共に不安定になりがちな時期に、お母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちを支援するため、心身のケアや育児相談などを行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

令和元年12月6日付けで母子保健法の一部を改正する法律が公布され、産後ケア事業が母子保健法上に位置づけられました。本市においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響



もあり、いまだ事業の実施に至っておりませんが、今後この法律の施行を受けて、この産後ケア事業を子育て世代包括支援センターの事業の一つとして取り組めるよう、他自治体の状況を参考にしながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。

妊娠・出産期において、母親が孤立することなく、安心して子どもを産み育てられる宇土市になることを願ひまして、今回の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 議事の都合により暫時休憩いたします。10時35分から再開いたします。ここで議場内の換気を行いたいと思いますので、御協力をお願いします。

-----○-----

午前10時30分休憩

午前10時35分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番、藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 皆さん、おはようございます。無所属の藤井です。

3月議会で質問する予定でした二つの質問のうち、1点だけ質問させていただきます。

小泉内閣あたりから行財政改革が叫ばれ、全国の自治体も行財政改革に取り組んでまいりました。それは本市でも同様であります。一面では、人員削減が行財政改革の本丸といった風潮があったようにも思えます。本市でも実際に、人員削減が行財政改革の中心であったように思います。3年前の熊本大地震のとき、市長をはじめ職員の皆様方には、自らも被災者でありながら市民のために大変な御苦勞をお掛けいたしました。不眠不休で頑張っておられていたことを記憶しております。また、新型コロナウイルス対策においても同様に御負担をお掛けしていることと思ひます。

そこで、休日出勤や残業も相当増えているのではないかと思ひますが、職員の労働環境や健康状態が気になるころであります。そこで、休日勤務した職員は、振替休日が取得できているのかどうか。また、令和元年度の職員一人当たり平均の時間外勤務時間はどのような状況なのか。また、時間外手当はきちんと出されているのか。職員が無理しない職場環境をつくることも大事であります。現在、病気休職者は多いのか。職員が病気に追い込まれるような状況にないのか。以上3点について、一括して総務部長に答弁をお願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず，休日勤務に対する振替休日の取得状況について申し上げます。

休日の勤務が必要な場合は，所属長が職員に勤務を命じ，この勤務に対しては休日の振替を行うこととしています。休日勤務に対する振替休日の管理は，各所属において，休日勤務命令伺い兼命令簿により行っているため，所属長に対して，振替取得の徹底をお願いしたいと考えております。

次に，令和元年度の時間外勤務の実績を申し上げます。

平成31年4月1日時点の職員数266人のうち，管理職が46人であり，課長補佐以下の職員220人から，派遣職員や育児休業中の職員等を除いた212人が時間外勤務の対象となる職員となります。

この212人の時間外勤務の実績につきましては，休日勤務分の時間数を含めた総時間が3万5,464時間で，一人当たりの平均は年間約167時間，月平均では約14時間となっております。また，手当につきましては全額を支給しております。

続きまして，長期休職者の現状について申し上げます。

職員が私傷病により療養を必要とする場合，病気休暇として90日の取得を可能としております。この後，さらに療養が必要な状態が継続する場合は，3年を超えない範囲で病気休職とし，療養させることができます。本年4月1日時点における病気休職中の職員は，2人となっています。

総務課では，休職者本人，主治医及び産業医と随時面談を行い，本人の体調や配慮すべきこと等の情報共有を図り，その職員に合ったリハビリ出勤のプログラムを立てて復職に向けた支援を行っております。先ほど述べました休職中の1人は，現在，復職に向けたリハビリ出勤を実施しており，もう1人は自宅療養を行っています。

なお，長期療養が必要な状態になる前の手だてが大事と考えております。そこで，年間3回実施しております職場の上司による個人面談は，職員自身の体調面での不安などを相談できる場として位置づけております。

また，メンタルヘルス等の相談ができる窓口の業務委託も行っています。この相談窓口は，正職員，会計年度任用職員とその被扶養者が，電話やメールで臨床心理士などに健康相談ができ，状況によっては，県内の施設で専門家の面談を受けることができるものです。この窓口に関する情報につきましては，毎週水曜日に繰返し全庁メールで周知しております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。私のところにも，以前ちょっと休日勤務

の代休が取れないというような話を耳にしましたので、本日質問させていただいたわけですが、しっかり指導して代休が取れるようにしていただきたいと思います。また、職員が過重労働にならないよう御配慮いただきたいと思います。

次に、職員定数の適正化と労働環境の改善についてお伺いします。

熊本地震からの復興予算で本市の予算額は大きく膨らんでおりますが、地震前は人口規模は、本市よりも5千人ほど少なく、10年ほど前はほとんど変わらなかったのですが、予算規模は同程度の人吉市。人吉市の昨年の職員数が341人でありました。本市は266人ということでございますから、そういった点では、単純計算して75人少ないということになるわけでございます。本市の場合、一人一人の負担が大きくなっているのではないかと想像するわけであります。そういう点も踏まえて、今後の職員定数の適正化と労働環境の改善について、市長の考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柴田正樹君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

職員の採用方針につきましては、宇土市定員適正化計画を策定していますので、この計画にのっとり、職員採用を実施しているところでございます。

宇土市におきましては、昭和57年以降、業務量に応じた職員数を確保するため、計画を策定して職員削減に取り組んできました。この職員削減は、民間委託と合わせた行財政改革の大きな柱としてきたところでございます。しかし、第5次計画の実施期間中に起きました熊本地震を受けまして、長期間引き続く業務が急増いたしております。そこで、平成29年3月に計画を見直しまして、初めて増員の計画となります11人の職員を増員して、269人とする目標を掲げたところでございます。この目標に関しては、第5次計画では達成できなかったため、平成31年4月に策定した第6次計画において、この目標を引き継いでいるところでございます。

第6次計画の初年度となる令和2年4月に、269人を目指していたところでございますが、先ほどの答弁にもありましてとおり、4月の時点で266人ということで目標を達成しておりません。年度中の急な退職等があったことが要因ではございますが、この不足分については、令和3年度採用において目標の達成を目指しているところでございます。

また、社会の情勢が目まぐるしく変化をして、先行きが不透明な状況を踏まえまして、第6次計画におきましては、計画期間中である令和2年度中に適正な職員数を新たに精査しようということにしております。必要があれば再度見直すことも考えているところでございます。

熊本地震が発生しました平成28年以降、通常業務に加え震災業務が、職員への過重な負担となっていたことは否定できません。しかし、全国の自治体から中長期の職員派遣をいた

だきながらではありますが、着実に復旧・復興が進み、震災業務は縮小をしているところがございます。それでも、現時点でも4名の派遣をいただいております。県内では、熊本市から保健師、天草市から一般職員、発災直後から派遣をいただいております長崎市から建築士、そして協定を結んでおります市川市から建築士という4名でございます。これまでも多くの自治体から、数多くの優秀な職員さんを宇土市に派遣をいただいておりますところがございます。本当に心から感謝をしているところがございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策、あるいは国の地方創生推進の影響、各種制度の改正など多様化する社会の変化により、通常の業務量が増加している一面も間違いなくあると思います。

このような状況を的確に捉えまして、業務の見直し、特に熊本地震が突発的な災害だったということもあって、業務に上乘せで業務が加わっているという状況もございます。ということで、見直しをして効率化を図っていこうと、集約をしていこうということを目指した改善を進めたいと考えております。その上で適正な職員数の把握に努め、職員が働きやすい職場環境の充実を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。元松市長はもともと市の職員でありましたから、私は心配する必要ないのかもしれませんが、長期病気療養休暇を取っている職員や、新規採用で入庁したものの僅かな期間で退職された職員もおられるということを聞いております。今後、職員の増員については予算が伴いますが、より良い労働環境をつくっていただきたい。そしてまた、特にこの職員採用に当たっては、簡単に辞めないような人材の確保に努めていただきたいと思います。そこをお願いしておきたいと思ます。

今日は、新型コロナウイルスの関係で、あえて短くさせていただきました。御丁寧なる答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（柴田正樹君） 議事の都合により暫時休憩いたします。10時55分から再開しますのでよろしく申し上げます。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いします。

-----○-----

午前10時49分休憩

午前10時54分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番、中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） おはようございます。

質問の前に、皆様方に報告を1件いたします。それは、私ども新しく会派を結成いたしました。会派名は、宇土市政研究会「志」です。略して宇土市政研「志」としております。4月1日に議長あてに結成届出をいたしました。メンバーは、野口議員、西田議員、今中議員、そして私です。活動といたしましては、地域の活性化対策、宇土市の発展等々であります。一生懸命議員活動に取り組んでまいります。また、各議員の皆様とは、各事案につきまして連携を深めて、連携を強化して取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。生まれたばかりの会派ですので、各議員の皆様、各執行部の皆様、今後とも御指導、ごべんたつのほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入ります。質問は、一つが職員の育成と組織づくりです。私が質問する内容と趣旨につきましては、実は昨日の16日の熊日新聞に、内容と趣旨のことがありましたので、これを紹介させていただきます。

熊日の紙面の県北ワイドという紙面がありますけども、この中に、町村交差点というのがあります。これにつきましては、大津町議会で議員が質問されて、それに副町長が答弁されておりますので、この内容をちょっと紹介いたします。議員が、町職員の事務処理ミスが相次いで発覚したと。これに対して再発防止に問題があるのではないかと議員からの質問でした。副町長さんは、その防止対策そのものに問題はない。しかし、決裁中に誤字、脱字、法令根拠の曖昧なものが目につくと。管理職のチェック機能がどこまで働いているのか。というのがありまして、そして今後は気を引き締め、管理職の指導、研修を強化すると述べたと記事は伝えております。私が今から質問することも、この趣旨内容が含まれておりますので紹介をいたしました。

その一つが、職員研修の実施状況につきまして質問をいたします。

職員の皆さんが、多様化する市民のニーズに対応したり、行政事務の効率化及び人員不足等に対応するため、そのためには、職員一人一人がその職に必要な知識・技能を習得することが必要になります。

そのために、自己研さん、自分で勉強することはもちろんですけども、組織として研修の機会が必要であります。採用時の研修、昇任されたときの研修及び職場において上司が部下へ指導する、いわゆる機会教養等々があるかと思いますが、これらの研修の実施状況につきまして総務部長に質問いたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

人材育成は、組織にとって大変重要なことと認識しております。そのため、ほかの自治体

に先駆けて平成18年に本格導入しました人事評価制度の主目的を、人材育成と位置づけまして、管理職のリーダーシップや指導力の強化などを図り、職員のスキルアップに努めております。特に、上司によります面談を年3回行い、部下職員の育成に努めております。

研修につきましては、毎年、職場内研修と職場外研修を実施しております。

職場内研修では、日常の業務をとおして上司が部下を指導育成していくほか、職場外研修を受講した職員が、研修終了後に職場内で研修を行うことで、学びの共有を図っております。

職場外研修では、熊本県市町村職員研修協議会、NOMA、市町村アカデミー、自治大学校などが開催します研修に職員を派遣し、職務遂行上必要な知識・技能などを養い、複雑・高度化する行政需要に、柔軟に対応できる職員の育成を図っております。令和元年度では、七つの研修機関に延べ106人の職員を派遣しております。

このほか、市役所に講師を招き、毎年、全職員を対象に人権研修を行うほか、そのときに必要なテーマで行う特別研修を実施しております。なお、昨年度の特別研修は非常勤職員を含む全職員を対象に、ハラスメント研修を行いました。

また、階層別研修として、新任課長・係長研修、5年目・10年目研修、新規採用職員研修、管理職向けの面接技法研修や評価者研修なども実施し、役職や経験年数に応じて求められる職務能力の向上を図っております。

令和元年度の新規採用職員研修では、先輩職員が講師となり、地方公務員法、地方自治法、防災、文書管理、財務、総合計画など12分野の研修を行いました。このほか、消防本部での規律訓練、地元農家や障がい者施設での異業種交流、自動車運転講習など外部研修をとおして、市職員としての心構えや基礎知識の習得を図っております。さらには、研修の前期と後期でレポートを作成させ、文書作成能力の向上も図っております。

なお、今年度の各研修につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各研修機関で開催が予定されていましたが多くの研修が、中止や延期となっております。このため、今後の感染症の拡大状況等を注視し、職場内・外の研修を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） 部長から答弁がありました。

次に、職員の資質の向上と職場づくりにつきまして質問をします。今日におきまして、刻々と変化する社会情勢に的確に対応できる職員の育成と資質の向上対策、併せまして、職員が働きやすい職場づくり、これは必要不可欠です。最近の話ですけれども、市民の方から「最近の職員の方には覇気がない」という声を聞いたことがあります。私どもは、一期目のときかと思えますけれども、職員有志で5時15分か5時半頃から、いわゆる業務終了後に

宇土市の将来を語り合うなどオフサイトミーティングというのが開催されていたかと思いません。このことはマスコミに大きく報道され、職員有志の前向きな姿勢、やる気を感じ、また頼もしさを感じた次第でございました。そのほか、職員の各グループで勉強会、研修会等々が開催されまして、宇土市の活性化対策や将来像につきまして、いろんな話合いがなされ、そして提言書として元松市長に提言されたこともあったかと思っております。そういったことを考えてみますと、現在と比較して前の職員、10年ぐらい前になりますけれども、活気があったような気がするわけでありまして。職員個々の育成・資質の向上対策、そして明るい職場づくり・働きやすい職場づくり、これは、皆様、所属長の責務の一つかと思っております。各所属長を代表されまして、それらの対策につきまして宇土市の組織の要であります総務部長に質問いたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

職員個々の能力を最大限に発揮し、組織として生産性を向上させるためには、職員の育成と働きやすい職場づくりは欠かせないものであり、このことは、所属長の責務とも認識しております。

これまでコミュニケーションや人材育成のツールとしてきました人事評価制度における個別面談や職員研修に加え、令和2年度からは、各部署における更なるミーティングの推進や、新規採用職員をサポートする体制づくりに取り組んでおります。

職員の育成や明るく働きやすい職場づくりには、風通しが良く、誰もが意見を言える環境が必要であり、そのためには、職員間のコミュニケーションが大切だと考えます。この対策を講じることが、職場内の活気にもつながると思っておりますので、今後も効果的な取組を検討してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策により、社会全体におきましては、テレワークやオンライン会議などの新しい働き方や、日常生活でも3密を回避し、人との間隔を空けたり、食事中や会話時に対面を控えるなど、あらゆる場面で新しい生活様式が求められております。

この新型コロナウイルス感染症がもたらす社会変化の中で、本市でも職員の働き方や職場内・外におけるコミュニケーションの取り方が大きく変わってくると感じております。

熊本地震後、通常業務のほかに新たに震災業務が加わり、復旧・復興の業務を優先的に行ってまいりました。さらに、今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染予防や拡大防止はもちろんのこと、市民や企業に対する幅広い支援が新たに必要となっております。

今後、震災業務や感染症対策が落ち着いていく中で、先ほど申し上げました、個別面談や職員研修の更なる充実と、各部署におきますミーティングや新規採用職員をサポート体制などの取組を活性化させていくことで、職員各自がそれぞれの立場で、宇土市の将来像を思い

描き、互いに意見し合う雰囲気が形成され、活気ある組織になっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） 部長から答弁がありました。組織を動かすのは人です、マンパワーです。優秀な後継者づくりなど、人材の育成につきまして各所属長の皆さん、上級幹部の皆さんに期待をして、次の質問をいたします。

2つ目の質問は、安全・安心なまちづくりです。この中の一つが、各行政区における自主防災組織の現状と取組につきまして質問をいたします。

各地区で自主防災組織が結成されておりますけれども、特に熊本地震の災害対応を通じまして、地域は地域で守るといような自主防災組織の必要性が再認識されております。そこで、本市の各行政区における自主防災組織の結成率と、各行政区の主な活動状況につきまして、総務部長に質問をいたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

各行政区における6月1日現在の自主防災組織は、全157行政区中138行政区が結成しており、世帯カバー率は91.51%となっております。

主な取組としましては、各行政区の自主防災組織による自主防災訓練や地区公民館主催で行われる成人講座において、防災講話や消火器の取扱い等の各種訓練を行っております。

また、例年10月に開催しております宇土市総合防災訓練では、市内全地区で、自主防災組織を中心に、民生委員の方にも御協力いただき安否確認訓練を実施しております。昨年度は、運動公園グラウンドにて、自主防災組織を中心に消火器訓練やAEDを使った救急救命訓練のほか、初めての試みとしまして、避難所内のレイアウトを決める避難所運営訓練を実施しております。

なお、今年度の自主防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行政区長に対し5月21日付けで文書を発送し、次のとおりお願いしております。

まず、危機管理アドバイザーによる講師派遣の一時中止のお断りと、自主防災訓練の実施の自粛をお願いしております。併せて、少人数で実施できる情報伝達訓練や、宇土市総合防災マップによる危険区域の確認等の活動を御検討いただくようお願いしております。なお、講師派遣等の再開時期については、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、判断していくこととしております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 中口俊宏君。



○12番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたように、本市の自主防災組織の結成率は91.51%。自主防災組織の問題点、課題等々は他の自治体同様に高齢化が進んでおりまして、果たして有事の際、十二分に機能するかどうか。中には疑問符がつくような感じもいたしました。昼間、火災が発生したと仮定した場合に、昼間は特に高齢者の方や、高齢者の一人暮らし世帯も多くあり、初期消火活動、もう何名の方が先ほどもありましたように、消火器の操作ができれば、少しは不安になるようなことがありました。

そこで、今後の対策につきまして質問をしますけれども、併せて提言をいたします。それは、防災活動に経験と知識を有する人の活用であります。各地区には、消防署に勤務をされたOBの方、あるいは長く消防団活動をされた方々、あるいは防災士の資格を有する方々がおられると思います。その人たちなど、防災に関して経験と知識を有する方々を、仮称ですけども何々地区防災アドバイザーとしてお願いをしまして、各行政区の区長さんと連携をして、地域の防災活動につきまして訓練の指導やあるいは啓発活動等々に生かすことも必要ではないかと思ひ、提言をいたします。

これらのことを含めまして、各地区の自主防災組織がより良く機能するための今後の対策につきまして、総務部長に質問をいたします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

本市におきましても、自主防災組織がさらに機能していくような体制づくりは重要であると認識しております。

危機管理課におきましては、元消防署職員経験者を危機管理アドバイザーとして採用しており、先ほど答弁いたしました自主防災組織の防災訓練や、各地区公民館主催で行われます成人講座での、防災講話等を行っております。

また、一昨年度から、地域で活躍できる人材として、まずは防災活動の経験があり、地域のことをよく知る消防団幹部経験者が防災士の資格を取得しております。取得人数は、一昨年度が7名、昨年度が7名で、また今年度も7名の資格取得を予定しており、合計21名となる見込みです。防災士の資格を取得された方々には、今後、自主防災組織の中心的な役割を担っていただきたいと考えております。

さらに、今年度、平成31年3月に作成しました避難所運営マニュアルを基に、各地区自主防災組織協議会及び避難所運営委員会を立ち上げる予定としておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、本協議会の発足を見合わせており、今後、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、準備を進めていくこととしております。これは、有事の際、地域の方々にスムーズな避難所運営ができるよう、事前に役割やルールを検討する場となります。ここでも、防災士資格取得者等が中心的な役割を担っていただけ

ればと考えております。

行政区長会をはじめ、地域住民の皆様には大変お世話になりますが、各地区の自主防災組織の役割、また地域住民による共助の重要性の周知・啓発に努め、引き続き地域の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 中口俊宏君。

○12番（中口俊宏君） 総務部長から具体的な答弁がありました。今後の諸対策を期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（柴田正樹君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日18日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

午前11時14分散会

第 3 号

6 月 1 8 日 (木)

# 令和2年6月宇土市議会定例会会議録 第3号

6月18日（木）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 野口修一議員

- 1 人口の変化と移住定住
- 2 キリシタンの歴史顕彰
- 3 介護と家庭
- 4 アスベスト被害と肺の病

### 2. 檜崎政治議員

- 1 介護現場における新型コロナウイルス感染症対策について

### 3. 今中真之助議員

- 1 消防団活動について
- 2 教育行政について
- 3 マイナンバーカードについて
- 4 公共交通について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1番 佐美三 洋 君    | 2番 小 崎 憲 一 君   |
| 3番 今 中 真之助 君  | 4番 西 田 和 徳 君   |
| 5番 園 田 茂 君    | 6番 宮 原 雄 一 君   |
| 7番 嶋 本 圭 人 君  | 8番 柴 田 正 樹 君   |
| 9番 平 江 光 輝 君  | 10番 檜 崎 政 治 君  |
| 11番 野 口 修 一 君 | 12番 中 口 俊 宏 君  |
| 13番 藤 井 慶 峰 君 | 14番 芥 川 幸 子 さん |
| 15番 山 村 保 夫 君 | 16番 杉 本 信 一 君  |
| 17番 村 田 宣 雄 君 | 18番 福 田 慧 一 君  |

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東  顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君	市民保険課長	山口るみさん
福祉課長	松下修也君	高齢者支援課長	柘植さや子さん
学校教育課長	田尻清孝君	指導主事	太田黒保宏君
文化課長	池田和臣君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本  誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（柴田正樹君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。会派「志」の野口です。6月議会の質問の機会をいただきありがとうございます。

今回の一般質問は、人口の変化と移住定住について、クリシタンの歴史顕彰について、ほか2点について質問させていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をお願いいたします。

最初の質問は、宇土市の過去15年間の人口変化を宇土市の統計から検証する中で、平成13年度版、平成28年度版を比較して驚いたのが、花園地区以外全て人口が減少していることと、特に網田地区は、人口4,575人から3,492人と大きく減少しています。15年間で1千人を超える減少は驚きました。実は網津地区も同様で、人口4,271人から3,521人に減少しています。それと違っているのが花園地区で、8,445人から9,826人と増加しております。

そこで聞きたいのが、平成13年度版から平成28年度版の統計の15年間の人口推移を基に予測する、これから10年後20年後の宇土市の人口変化について御報告ください。全地区ではなく、特徴的な地区の人口について平成28年度版の統計をベースとして、10年後20年後の予想値をお願いします。加えて人口を年齢別に分けた比率も報告ください。企画部長をお願いします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

平成13年度から平成27年度の15年間の人口推移について、平成28年度版の宇土市の統計に掲載されています住民登録人口で申し上げますと、市全体では15年間で1.96%人口が減少しています。また、人口が最も増加傾向にある花園地区では13.71%増加し、逆に最も減少傾向にある網田地区では22.31%減少している状況でございます。

議員の御質問のとおり、この15年間の人口の推移が今後も続くとして、単純に推計することは困難ではありますが、そのように仮定し、現時点から10年後、20年後の人口を予測してみますと、10年後の令和12年度の市の人口は3万7,040人で、平成27年度

人口と比較した場合741人の減少、20年後の令和22年度の市の人口は3万6,555人で、対平成27年度比では1,226人減少すると予測されます。

また同様に、花園地区と網田地区の10年後、20年後の人口を予測しますと、まず花園地区では、令和12年度の人口は1万1,174人で、対平成27年度比1,348人の増加、令和22年度の人口は1万2,195人で、対平成27年度比2,369人の増加となります。一方、網田地区では、令和12年度の人口は2,713人で、対平成27年度比779人の減少。令和22年度の人口は2,309人で、平成27年度比1,183人の減少となります。

これらの数値は、先ほど申し上げましたように、住民登録人口いわゆる住民基本台帳に登録された人数を基に単純計算したものであり、現在の人口減少社会の実情とは乖離している可能性があります。なお、第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンでは、平成27年の国勢調査人口や出生・死亡の自然増減、転入・転出の社会増減の影響を踏まえて、10年後の令和12年の目標人口を3万5,194人、また20年後の令和22年の目標人口を3万3,809人と推計しております。

次に人口の年齢別比率について申し上げます。

市全体の年齢別比率につきましては、国勢調査を実施した平成12年と平成27年の15年間で、0歳から14歳の年少人口は2.6%減少し14.1%、15歳から64歳の生産年齢人口は5.2%減少し58%、65歳以上の老年人口は7.8%増加し27.9%となっています。

傾向として、年少人口や生産年齢人口については減少し、老年人口については増加しておりますが、人口ビジョンの将来展望では、10年後の令和12年は年少人口14.3%、生産年齢人口53.6%、老年人口32.0%、また20年後の令和22年は年少人口15.5%、生産年齢人口51.6%、老年人口32.9%と推計しています。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しいデータから予想を立てて報告いただき感謝します。宇土市の人口、10年後20年後については、ぞっとするほど網田地区から人がいなくなるのだと思いました。網津地区も同様です。まちづくりは人づくりとよく言いますが、人そのものがいなくなればまちづくりどころではないと危惧します。報告から令和22年度宇土市の全体人口の予測は3万6,555人、花園地区は1万2,195人となる予測で、花園地区は市全体の3分の1を占め、人口構成の労働需要が多くなると考えられ、宇土市の経済、財政の重心が大きく東へ移動します。この質問をした思いは、震災からまだ4年で財政は厳しいですが、網津・網田にまだ人がいる今だからこそ、ヒト・モノ・カネをつぎ込み地域再生、活性化が必要です。そこを皆さんに御理解いただくことをお願いして、次の質問に移ります。

人口が減るなら移住を推進するのはどこの自治体も同じです。宇土市もこれまで東京など移住者を集める活動や、地域おこし協力隊の募集を含めてやってこられました。そこで宇土市の移住促進の情報発信及び活動は、どんな方法と現地活動を含めやってきたか。また関東圏の移住者の情報発信の拠点である、通称、東京移住相談センターである、ふるさと回帰支援センターについての認識と、これまでの活用について報告ください。企画部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） はじめに、本市の移住促進の情報発信及びその方法についてお答えいたします。

都市圏を対象に、本市の自然環境や生活利便性を発信することで、宇土での暮らしに対する興味・関心を持ってもらえるように「R e : 宇土の暮らしはどう？」という移住促進PR動画を作成し、Y o u T u b eで公開しております。また、移住地としての本市の魅力や、移住をスムーズに行うためのステップを、イラストや写真で分かりやすく紹介したパンフレットを作成しております。このパンフレットには、移住後の暮らしなどを知っていただけるように、実際、移住された方のインタビューも掲載し、移住相談会などで配布しているところでございます。

また、平成29年度に地域おこし協力隊による「宇土のまちなか・いなかを満喫する 1泊2日の移住体験ツアー！」を開催し、3組6名の方に御参加いただきました。体験ツアーでは、長部田海床路など本市の名所や景勝地を案内し、好評を得ております。

次に、東京の移住相談センターについての認識と活用についてお答えいたします。

東京の有楽町に、地方暮らしや地域との交流を深めたい方をサポートするため、東京都・大阪府を除く45道府県の自治体と連携して、地域の情報を提供し、都市と田舎の橋渡しによって地方の再生、地域活性化を目指した、ふるさと回帰支援センターがございます。このセンター内に熊本県の相談員が常駐しており、移住相談の内容について、情報共有を図っております。先ほど述べましたパンフレットなどにつきましても、資料コーナーに置かせていただいております。

また、熊本県主催の移住相談会が、年に数回、ふるさと回帰支援センターで開催されております。昨年10月に開催されましたくまもと移住相談会に参加し、お集まりいただいた26名の方々に、本市の自然や魅力等を直接お伝えしております。その後、本市に興味を持っていただいた方に対し、個別相談を実施しております。

ただ、今年度の相談会の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症のため、現時点では未確定の状況となっております。

以上でございます。



○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。これまで市としての努力を認めたいと思います。人口減ならどこの地域も移住者を求め続けているのが現状です。熊本県はふるさと回帰支援センターでの移住先ランキングは、2014年6位、2015年17位、地震が起きた2016年18位、2017年以降は20位以下に落ちています。2014年から2019年までの1位は、山梨県と長野県が交互になっていて、東京に近いし新幹線もあるからだと思います。しかし、熊本県は2014年の6位が、地震もあり20位以下になっています。そんな状況の中に、ICT支援の地域おこし協力隊の呼び掛けに応じていただいた方へ感謝をするばかりです。初日、市長が紹介された市役所入り口の体温センサーの開発は、素晴らしい地域貢献活動だと思います。やはりICT技術は、今の生活に必要なツールです。コロナウイルス感染予防としてリモートワークやオンライン会議が重要視され、地方でも通信環境があれば高度な仕事ができます。網田校区と網津地域にも、都会並みの5Gと同等の高速通信の整備をお願いいたします。

次の質問に移ります。二つ目のテーマは、宇土市におけるキリシタン文化・歴史についてです。平成になり取り組まれた宇土市の市史編さん作業から、大きく小西行長を見直される展開になっていて、とてもうれしい出来事です。そこで、初めに聞きたいのは、これまで天草四郎の歴史検証、明治以前のキリシタン関連の歴史検証について、どんな調査を研究してきたのか。また、小西行長関連のキリシタンに関する歴史検証についても報告をお願いします。教育部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 市では、天草四郎や小西行長等の宇土とゆかりがあるキリシタン関連資料について、平成5年から17年間にわたって実施した市史編さん事業に伴い、専門家による詳細な調査を行いました。その成果については、平成16年に出版した新宇土市史資料編第3巻、平成19年に出版した通史編第2巻に収録しています。平成21年には新宇土市史の普及版である宇土の今昔百ものがたりを出版し、この中で天草四郎や小西行長に関する歴史を分かりやすく解説しています。

特に小西行長については、関係する古文書を網羅的に収録した小西行長基礎資料集を平成17年に出版するとともに、平成20年度からは最新の調査研究成果を基に、その人物像や国内外での功績を再評価する顕彰事業に取り組んでおります。これまでシンポジウムを含め通算25回の講演会を開催し、毎回市内外から100名を超える御参加をいただいております。今年3月には、平成25年から26年までの講演会の内容を収録した再検証小西行長第4集を出版いたしました。

また、天草四郎については、天草島原の乱の直前まで、家族と共に現在の宇土市旭町付近

に住んでいたことが分かっています。父の益田甚兵衛は、小西行長の家臣であり、家族全員がキリシタンでした。新宇土市史では、天草島原の乱に至るまでの経緯や、一揆軍が籠城した長崎県南島原市の原城における幕府軍との攻防等について詳しく記述しています。

今後も、市史編さん事業や、資料調査等を通じて収集した天草四郎や小西行長に関する資料の整理や調査研究に取り組むとともに、その成果等を広く公開し、より多くの市民に対して宇土の歴史を知る機会を積極的に提供したいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 市史編さんの内容を含め、詳しく小西行長検証と天草四郎に関する研究の報告ありがとうございます。話を聞きながら思うに、宇土市のキリシタン文化は、豊臣時代と江戸初期にだけキリスト教の活動があると推察します。2018年7月、天草長崎の潜伏キリシタンの歴史が世界の文化遺産の認定を受けたのは、戦国時代の豊臣時代のキリシタン文化があったからこそ築いたと考えられます。九州は戦国時代、豊臣時代に活躍した黒田如水、長政親子、大友宗麟といったキリシタン大名もいましたし、多くのキリシタンの歴史が残る地域です。今世紀になりヨーロッパ巡礼ブームのもと、九州のキリスト教の聖地巡りを他の地域と連携して、世界のキリスト教徒に発信する取組をお願いします。

次の質問に移ります。天草・長崎の激戦のキリシタンを認定した先ほどの世界文化遺産ですが、実は韓国に近い対馬・壱岐にもキリシタン文化が残っているのは御存じだと思います。豊臣時代から広がった宇土を拠点とする長崎、壱岐・対馬、韓国までのキリシタン文化圏のつながりの検証、島原南部、天草、長崎、壱岐・対馬の潜伏キリシタンのつながりをつくるためにも、ユネスコ世界文化遺産の認定並みの理解と現在の活動状況を知ることは必要と思います。市としてどのように理解をしているのか報告をお願いします。また、宇土市の天草四郎も含むキリシタン文化検証と天草・長崎の世界文化遺産との連携の可能性についての見解をお願いします。教育部長をお願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 平成30年7月にユネスコ世界文化遺産に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産は、天草島原の乱が舞台となった長崎県南島原市の原城跡など、長崎県や熊本県に所在する潜伏キリシタン関連の城跡や集落、教会などの12の遺産群で構成されています。本県で唯一登録された天草市の崎津集落は、キリスト教禁教下における潜伏キリシタンの信仰継続を示す集落で、崎津教会等の関連遺産があります。

さて、本市においては、キリシタン関連の文化遺産として小西行長が築城した近世宇土城跡があります。行長の銅像がある本丸跡一帯は公園整備を行っており、市民の憩いの場となっております。天草四郎の関連では、旭町に天草四郎ゆかりの里として市の文化財に指定し

た場所があり、現地には、天草四郎や天草島原の乱を紹介した解説サインを設置しています。

市では、これまで天草や長崎とキリシタンの歴史や文化に関連する調査を連携して行ったことはなく、天草四郎や小西行長に関する調査協力依頼もほとんどありませんでした。しかし、天草は宇土と同じく有明海に面し、宇土半島の先端に天草諸島が連なるという地勢的特徴から、古来より地域間の交流が活発に行われてきました。現在は、松島有明道路等の開通で以前より交通利便性が向上しております。また、原城跡が位置する南島原市は、本市とは有明海を隔てた対岸に位置しております。

これらの地域とキリシタン文化を通じて連携し、講演会やシンポジウムの開催、ゆかりの地を巡るツアー等を実施することで、市民が地域の歴史や文化を知り、その魅力を再発見することにつながるとともに、交流人口の拡大等、地域振興や観光振興にもつながることが期待されます。今後、キリシタン関連の世界文化遺産を有する地域等との連携について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。今後の可能性についても語ってもらい、楽しみが増えた気がしました。小西行長は、倭寇貿易で財を成したと学びました。大陸、特に朝鮮半島の貿易は現在でも重要な地域と思います。小西行長に縁があった対馬や韓国の小西行長が築城した城跡のある地域との文化交流や歴史顕彰を含め、これから民間として取り組める可能性がありますし、その活動が国と国との友愛にも貢献できると考えます。これからも宇土市のキリシタン、小西行長、天草四郎の検証が活発になり、市内外、九州外から研究に、交流に、さらに世界のキリスト教徒のインバウンド観光客が来航されることを願っています。

次のテーマに移ります。在宅介護についてです。この質問は私のおばが最低年金だったおばあさんを家でずっと介護し、最後は寝たきりでしたが本当に献身的にやっていました。その経験からいつか質問したいと調べていて、介護は様々に違うケースがありますので、一般的な状況について私が理解を深めるための質問です。在宅介護をされている介護人の状況は、配偶者だったり子どもさんだったりと思いますが、家族数や介護ランク、介護人の男女比などについての報告をお願いします。健康福祉部長をお願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 本市では、宇土市在宅介護手当支給規則に基づき、全て一般財源で、御自宅で高齢者を介護されている御家族に、在宅介護手当を支給しています。

市では、この手当の受給者を在宅介護をされている方と捉えております。支給対象としているのは、御自宅で常時介護を必要とする要介護3、4、5の方を介護している方で、昨年

度は24名に支給しました。

要介護者の介護度の内訳は、要介護3が10名、要介護4が11名、要介護5が3名で、介護されている方は、男性10名、女性14名となっており、男女比は男性42%、女性58%です。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。やはり少ないなという印象です。これは時代でもあり、家庭で支えきれない現実もあるのだらうと思います。私のいところは北九州で社会福祉法人の総事務長をしていますが、北九州ではヘルパーの仕事が無くなってきているようで、家庭で介護をしきれなくなり、施設を頼る家族がほとんどになりヘルパーを使う家庭が減り続けているとのことです。宇土市も同様の変化が起きているように思います。今後注目する必要があると考えています。

次の質問に移ります。私の同級生ですばらしい介護実践者がいます。あじさいの湯の館長の松下さんは、会社を早期退職されヘルパー2級の資格を取り、両親の介護を献身的にされました。そこで、松下さんやお婆の在宅介護のケースについて、何も資格の無い人の介護とヘルパーの資格を取って介護する違いは何か。それと、支援額の増額は必要ではないのか。また、家庭介護でのヘルパー資格取得についての見解もお聞きします。健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 先ほど答弁しました宇土市在宅介護手当支給規則による手当は、全て市独自の措置です。家族介護者の訪問介護員等の資格の有無を問わず、支給額は同額としており、要介護3の方には年額6万円、要介護4、5の方には年額12万円を支給しています。

次に、家族介護者への訪問介護員の資格取得の推進については、国や県は特に推奨しておりませんし、市も同様であります。ただ、御家族が自ら資格を取得して介護に当たられることは、介護される方も安心して身を委ねることができると思われ、大変すばらしいことだと思います。

しかしながら、家族介護の在り方として、近年では、現役で働いている方が、親族を介護するため退職する、いわゆる介護離職が人手不足の中の社会問題となっており、国の施策としても、介護離職を避けるよう、仕事と介護の両立のための制度の充実を推進しています。常に家族介護を勧めるのではなく、公的介護保険制度の理念である介護の社会化も推進する必要があると考えております。

最後に、家族介護者への支援の拡充につきましては、現在支給している在宅介護手当は、

制度を開始した平成12年度は対象となる介護度は要介護4と5の方でしたが、平成25年度から、対象を要介護3の方まで広げ、制度の拡充を図っております。併せて、県下14市の状況と比較しても、支給額及び要介護3以上を対象にしている点など、本市は手厚い状況であることから、拡充については現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しい説明いただき、働き方改革の中で国、介護離職をさせない社会の方針から、資格取得は仕事をリタイアした後の家族介護のやり方だと理解できました。介護ヘルパーを活用して、家庭での温かい介護環境を多くが望むことですが、現実はかなり厳しい状況が起こります。北九州のいとも、家庭で支えられない高齢者を受け入れるために施設は増え続けていると話していました。宇土市では、家庭介護支援を介護レベル3まで下げたことは大きな進歩と思います。誰もが通らなければいけない高齢者への道、いつまでも元気が望まれることですが、介護と認知症がこれからの長寿社会の最大の課題です。認知症に関しては9月議会で、中高年の生活習慣と認知症については取り上げるつもりです。

次の質問に移ります。最後のテーマは、アスベストが原因の肺の病についてです。この質問をするきっかけは、佐賀県在住で網引の同級生が中皮腫になり、最後肺がんで58歳で亡くなりました。その同級生は長く建築現場で働いた人でした。また今年1月に放送された阪神淡路大震災25年の検証番組で、建築資材のアスベストが原因とする中皮腫・肺がんの病を取り上げました。番組で中皮腫を最近発症した人が記憶をたどる場面があり、仕事は建築でないのになぜ中皮腫になったのかを振り返り、住んでいた住宅に隣接する学校が地震の被害を受け、解体するときに風で飛んできたアスベストの粉塵が原因ではないかと思っているとありました。その当時の学校解体では、工事用保護幕で周囲を囲んでいたと思います。コロナウイルスの飛沫感染ではないですが、保護幕を風で越えたアスベストの小さなほこりが周囲へ流れたものと推測します。4年前、熊本地震で宇土市でも1千戸を超える家屋を解体されました。解体現場の状況の多くを確認したわけではないですが、全部の現場が保護幕で囲われて解体されたのか、解体現場の職人の防塵防護策はどうだったのか。そこで、熊本地震の被災家屋解体においては、アスベストの解体作業についてはどのような指導をしたのか。それと、アスベストが原因で中皮腫・肺がんについて、さらにアスベスト被害者救済の国の制度についてもお尋ねします。健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 熊本地震で被災した家屋の公費解体を行うに当たっては、本市と熊本県解体工事業協会との間で、被災建物等解体・撤去処理に係る発注・管理業務委託契約を取り交わしました。そして、この契約書に盛り込んだアスベスト飛散・ばく露防止

のための特記仕様書に従って、解体現場ごとにアスベストへの対応を行うことになっており  
ました。

まず、解体前に、解体工事業協会の調査者が、全ての解体家屋の建材等にアスベストが含まれていないか調べ、アスベストの含有が疑わしい建材等の場合は、検査機関にて検査を行っております。そして実際にアスベストが含まれた家屋の解体作業現場では、解体工事業協会が事業者に対して、作業方法やばく露防止法等の指示を行い、作業員が呼吸用保護具を着用することや、撤去物に粉じん飛散抑制剤を十分に浸潤させた上で作業することなどを指導されております。さらに、アスベストの除去が困難な解体の場合には、県環境保全課や宇城保健所へ相談・報告を重ね、安全を確認しながらフィルター付き局所集じん装置等を使用し作業を実施しております。

次に、アスベストと中皮腫及び肺がんとの関係について御説明いたします。中皮腫及び肺がんは、悪性の腫瘍で、その発症は、アスベストを取り扱う作業などに従事し、アスベストを吸い込んだこととの関連が明らかになっています。中皮腫は、胸膜や腹膜、心膜にできる腫瘍で、若い時期にアスベストを吸い込んだ方に発症しやすく、また肺がんは、アスベストの繊維が、肺細胞に刺激を与えることで発症すると言われております。どちらの病気も、アスベストを吸い込んでから発症までに、15年から50年の潜伏期間があるとされております。

なお、アスベストによる健康被害については、仕事により発症したときは労災補償の対象となり、それ以外の被害者を救済するために石綿健康被害救済法が制定されており、救済給付等の支給制度が実施されております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 野口修一君に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので、速やかに終了をお願いします。

○11番（野口修一君） 詳しく説明をありがとうございます。まだ地震の記憶が新しい今の時期に、家屋解体とアスベストが原因の肺の病を知っていただき、発病が20年先、30年先と言われることをみんなに知らせることで、のちのち身内の方に肺病が出たときに、市や保健所に尋ねてほしいと願っております。

移住定住とキシタンの歴史について、ほか2件について質問させていただきました。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をいただき感謝いたします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 議事の都合により暫時休憩いたします。10時35分から再開いたします。ここで議場内の換気を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

午前10時29分休憩

午前10時34分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番，榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） おはようございます。宇土、みらいの榎崎でございます。

ただいまより一般質問を行います。今回は、介護現場における新型コロナウイルス感染症対策についてをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大によって、全国的に大きな危機に面しているわけですが、介護の現場でもそのような状況が起こっております。デイサービス、通所介護を中心に、感染リスクを恐れた事業所等が休業に踏み切る動きが出て、従来のサービスが受けられず、高齢者が心身の機能を低下させるケースが起こっております。また介護の負担増に直面する家族も増加。通所介護の場合に役割を増す訪問介護も、ヘルパーや人員の不足に悩む施設も出てきております。今回、本市の介護関連事業所で新型コロナウイルス感染における影響、問題点を複数の事業所ケアマネジャー職の方に話を聞くことができ、たくさんの意見を聞きましたので、その中から質問をしたいと思います。

まずはじめに、施設等における面会制限による利用者状態の把握への影響について、ケアマネジャーの方に聞いたところ、居宅支援事業所が人を対象とした仕事であるため、一番の影響は、ケアマネが施設等に入れず、施設入居者・利用者の状態の把握が難しかったこと。また、施設入居者の方の面会制限で、本人に面会できず電話対応のためしっかりとした状態確認が取りづらい。また、デイ施設で制限があるので、こまめなアセスメントができないなどの意見がありました。今回の感染症対策で、新型コロナウイルス感染症は介護サービスの利用にどのような影響を与えているのか。また施設や病院、面会制限による介護保険認定調査の遅れにより、必要なサービスが利用できないといった現状があるともお聞きしておりますが、本市の状況はどんな方法があっているのかお尋ねいたします。健康福祉部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、介護保険サービスの利用状況についてお答えいたします。

まず、本年4月の介護給付費の実績を、令和元年4月分及び県内で感染者が発生する前の同年11月と12月の2か月分との実績と比較しました。給付費の総額では、大きな減少は見られませんでした。市内では新型コロナウイルス感染症対策を理由に、休止している事業

所はなく、全体的な利用者数も例年と変わっていないと考えられます。しかし、有料老人ホーム等の居住系施設に入所されている方については、感染拡大防止の観点から、外出することを制限する措置を取られた施設があり、外部の通所介護の利用ができなかったケースもあるようです。このような施設入所者を受け入れている小規模な通所介護事業所では、利用者数が減少し、収入に影響を受けていると思われるので、今後検証していく必要があります。

また、御本人が新型コロナウイルスに感染、又は感染者の濃厚接触者となられた場合には、介護サービスの御利用を控えていただくこととなりますが、これまで感染者は無いため、利用制限は特に発生しておりません。

また、介護保険認定調査につきましては、介護認定調査員が御本人に面接して規定の訪問調査を行う必要がありますが、国から新型コロナウイルス感染症対策のため臨時的な取扱いが示され、本市においてもこれを運用しております。

内容は、継続して介護認定を更新する更新申請については、御本人や御家族から訪問調査を控えるよう申出があった場合は、認定調査を行わず、現在の介護度の認定期間を1年延長できることになっております。

また、初めて要介護認定を行う新規申請と、御本人の状態変化による区分変更申請をされた方については、面会制限などにより認定調査が遅れた場合、認定結果が出る前でも、見込みによる暫定的なケアプランにより介護サービスの利用開始ができることとなっておりますので、介護サービスが必要なのに利用できないという事態が発生しないよう、介護保険施設や介護支援専門員に周知徹底を行ってまいります。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。今回、感染症対策のため国から臨時的な取扱いも示され、本市においてもそれを運用しているということでもあります。初めて要介護認定を行う新規申請と、御本人の状態変化による区分変更申請をされた方は、面会制限などで認定調査が遅れた場合でも、認定結果が出る前でも、見込みによる暫定的なケアプランにより介護サービスの利用開始ができるということになっていると。介護サービスが必要なのに利用できないという事態が発生しないように取り組んでいただきたいと思います。

私自身ですね、今回ケアマネから話を聞いて特に思うことは、初めて要介護認定を行う新規申請の場合、施設等の入居者に対して外部からの申請で会うこともできずに、申請時に支援と介護、これは支援か介護って大きな差があるわけですよ。その判定が非常に難しく延ばし延ばしになっているケースがあるのではないかと、私思うんですよ。ちょっとしたことで要介護、要支援になるとか。全然やはり市の対応というか支援が変わってくるので、こういうこともやはりケアマネジャーさんに周知徹底していただければと思ったところでありま



す。そして、円滑になるように進めていただきたいと思うわけでございます。

1番目の質問と関連になりますが、ケアマネジャーの意見を抜粋してちょっと読み上げさせていただきます。

介護サービスの利用制限の影響。これは面会制限より介護保険認定調査にも影響が出て、認定結果の遅れにより暫定での支援が余儀なくされる。そのことにより利用者がサービスを一旦利用できなくなったり、不安が生じる。なかには訪問看護、リハビリができない事態が起こっていた。

利用者の健康面での影響については、利用していたサービスの利用ができなくなり、少なからず利用者の健康面の影響が生じる。特に独居の方。利用しているデイサービスなどの施設が休業となり、状態の悪化、認知症の進行に家族が対応ができなく、デイサービスに行けなくて施設に閉じ込められている状態になる。うつ病になりそうと言われた利用者もいた。また、病院を受診したくても、感染を考えると受診できないと話されている重度高齢者もいらっしゃいました。

利用者と家族との関係における影響につきましては、施設の面会制限により会えないため家族のきずなが断ち切られ、利用者が不安になったり、認知症が進行し、家族を忘れてしまうことがある。施設によっては全くシャットアウトしたり、ガラス越しや風通しのいいところで面会できたり、熱など異常がなければ別の個室で面会できる場所もあった。対応に統一性が無かったという話もお聞きいたしました。また、施設で面会できずにそのまま入院になり病院で面会もできず、入院中に急変し結局家族と会えないまま亡くなった方もいらっしゃいます。施設職員も同じように買い物に行ったり生活をしているのに、なぜ家族は数分だけでも会えないんだと言われることもあった。このような意見が、ケアマネジャー職の方々からの意見であります。

有料老人ホームなどの施設の利用者の方とも面会制限や、在宅でこれまで訪問介護等を利用されていた方が、サービスの利用を控えることにより、ケアプラン作成への影響又は家族等の面会制限や必要なサービスを利用できなくなることで、利用者の健康面や家族との関係にどのような影響があるのか。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） この度の新型コロナウイルス感染症予防のため、多くの介護保険施設や医療機関などが、数箇月間にわたって外部からの面会を制限する措置を取られました。このことが、ケアプラン作成や、利用者の健康状態、家族関係に影響を及ぼしたことは十分予測されます。まず、ケアマネジャーによる利用者の状態把握が必要なケアプラン作成については、国から特例的な取扱いとして、当初のケアプランで計画されていた各種サービスを利用できなくなった場合でも、適切なモニタリングを行っていればケアプラン作成

料を請求できるよう示されておりますので、その内容を居宅介護支援事業所に周知しております。

また、入所施設によっては、入所中の方が、御家族と会えないことで精神的に不安になられることがないように、スマートフォン無料アプリのビデオ通話等を活用しての遠隔的な面会や、窓越しの会話などができるような工夫をされている事業所もありました。

一方で、訪問介護につきましては、基本的には、御本人から利用を控える旨の申出がない限りは、通常どおりのサービス提供をされ、休止されている利用者に関しましては、電話での安否確認や、御本人には会わず玄関先で御家族から健康状態をお聞きするなどの対策が講じられております。

高齢者は新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、重篤な症状が発生する恐れがあり、全国各地の高齢者施設でいわゆるクラスター感染が発生し、死者も出ていることを鑑み、各施設としては面会を制限しながらも、高齢者への影響ができるだけ小さくなるような対策をされております。市としましても今回のような面会制限については生命を守るため、やむを得ない措置であると考えております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。施設等も面会制限は致し方ないかと思えます。入居者が入所施設で家族と会えないことで、精神的に不安になられることがないように、スマートフォンやタブレット、ビデオ通話等を活用しての遠隔的な面会や、また窓越しの会話などができるような工夫をされている事業所もあるということですが、ほとんどの事業所がこういうことを行っていないと私は思っておりますので、確かに1事業所ぐらいだと思っております。是非、こういうことを本市の事業所におきましては、周知徹底してそういう利用をしていただきたいということをしていただければと思っております。

続きまして、リスクマネジメントのための地元行政や保健所と介護事業所との連携についてお尋ねします。先月、保健所に感染症発生時の流れの確認をさせていただきました。その中でのリスクマネジメントのための地元行政や保健所の連携を図り、介護現場での感染の可能性がある場合、手順を確認、周知することも大切なことじゃないかと私自身再確認させていただきました。感染症を予防するために必要なマスク、消毒液、防護服など衛生用品について介護事業所の備蓄は十分なのか。また感染が発覚した場合、行政・保健所・事業者はどのように連携し対応していくのか。健康福祉部長お尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市においても介護保険事業所等で、感染予防のために使用するマスクや手袋、消毒液などの衛生材料の不

足は深刻な状況でした。これらの物品につきましては、国や県及び市の備蓄分や民間企業や団体からの寄附を受けて、各事業所に配布しました。最近ようやく一部の衛生材料が流通しはじめたようですが、依然として不足しているのが現状です。また、県が、需給が逼迫している消毒液等を業者から一括購入し、自力では購入できない介護施設等へ配布する事業も実施されております。今回の物品不足を教訓に、平常時から各施設において衛生材料等の備蓄に努められるよう指導、助言を行ってまいります。

また、本市で感染者が確認された場合の連携については、まず宇城保健所において感染者の周辺調査や濃厚接触者の特定が行われることになっております。感染者が高齢者施設等の利用者であれば、その施設の職員や同室者等、接触の可能性のある人のPCR検査や診療が実施されます。事業所においては、利用者や職員の中から感染者が出た場合、施設名等の公表に同意しないことも可能ですが、市としては、感染拡大防止のため公表に御協力いただくよう働きかける役割があると認識しております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。個人情報等いろいろ問題もあると思いますが、地元行政、保健所と介護事業所等の連携をこまめに行っていただければと思うわけでございます。

最後の質問になります。介護における新型コロナウイルス感染症対策のための財政支援はどのようなものがあるのか。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 介護施設等における感染拡大防止対策のための財政支援として、感染が疑われる者が発生した場合の介護施設等の消毒・洗浄経費及び介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費に対し、国、県からの補助があります。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を財源として、介護施設等が感染予防のため、複数の同室者が入居している多床室を個室に改修する場合に、定員一人当たり9万7千8千円の定額補助が実施されます。

このほかにも、今後、国や県の感染拡大防止に係る新たな補助事業が示される可能性がありますので、介護保険事業所等には随時周知を行ってまいります。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。感染拡大防止に係る新たな補助事業が示された場合は、随時周知を行っていただければと思います。また、ほとんどがこの県、国の補助事業になりますけど、できれば、今後市もそういう事業等があれば対策を講じていただい

ればと思うわけでございます。

今回のコロナ禍によって、介護保険制度の屋台骨が大きく揺らいでおります。政府が推進してきました国と生命と暮らしを守る基盤をいかに毀損させてきたかを改めて鮮明にし、地域の体制で介護、福祉、医療、保険などのケアの労働に従事している人々の存在と重要性を今回再確認することができました。今後、要求されることはコロナ後も、元の状態に戻すのではなく、その中であぶり出している介護保険制度の問題点を具体的に事実に基づいて、制度面の検証と改善を行うべきではないかと思うわけでございます。以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） ここで換気のために暫時休憩いたします。11時から始めますのでよろしく申し上げます。

-----○-----  
午前10時52分休憩  
午前10時58分再開  
-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 宇土市政研「志」の今中です。早速質問させていただきます。

まず、消防団活動についてでございます。私は、平成23年から現役の消防団員でございまして、今年4月から12名いる班の班長をすることになりました。1年間、班の運営はもとより予防消防に励んでいきたいというふうに思っているところでございます。そのような中、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、活動が制限されていることがあります。4月開催予定の新入団訓練も中止になりましたが、意思疎通を図るべき詰所での寄り合いも開催できておりません。SNSのグループLINEを通じて何とか事務連絡は取れておりますが、恐らくほかの分団、班も同様ではないかと思っております。そこで、コロナ自粛期間における活動の影響と今後の訓練の予定についてお尋ねいたします。総務部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、消防団について御説明いたします。消防団とは、消防組織法第9条に、消防本部及び消防署と共に消防事務を処理するための消防機関として位置づけられております。また、同法第20条には、「消防団の長は、消防団長とする。」とあり、同条第2項では、「消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。」と規定されております。

このように、消防団は消防団長を長とした組織であり、消防団の活動や訓練等に関しては、

原則、消防団内で決定することとなっておりますことを、あらかじめ御理解いただきますようお願いいたします。

さて、今年度の消防団の活動及び訓練についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、毎年4月に開催される新入団員を中心とした新入団訓練は延期することとしており、5月に予定しておりました緑川水防演習は中止となりました。また、8月に玉名市で開催が予定されておりました、熊本県操法大会も開催中止が決定しております。

なお、毎月行っていただいております水出し訓練及び広報活動については、参加する団員のマスクの着用と、積載車への乗車人員を通常4名から6名のところを3名程度に限定し、窓を全開にして、密にならないよう配慮いただいております。また、梅雨前に準備する土のう作りの際には、全団員マスク着用の上、場所や時間を分散して対応いただいております。さらに、5月13日に松山町で発生した枯草火災に対して、第2分団から22名の団員に出勤いただいております。

このように、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、消防団の皆様には、消火活動や風水害に備える防災活動に御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

今後の訓練等につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、日本消防協会及び熊本県消防協会の方針などを踏まえ、訓練再開に向け準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。

続いての質問に移ります。消防団は主に20代から40代で構成されております。サラリーマン団員も増え、仕事を理由に活動がおろそかになり幽霊団員となるのも珍しくはありません。また、1年1年団員も歳を取りますから、40代になると退職へと向かうので、維持をしていくためには新入団員が必要となるわけがございます。言わずもがな西部地区においては、過疎の進行が進んでおりますので、その新入団の対象となるべく数が不足しております。

そこでお尋ねいたします。新入団員の募集の状況と今後の班体制などの見通しについてお尋ねいたします。総務部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

答弁内容につきましては、平成30年第2回定例会におきます宮原議員への答弁と一部重複する内容となっておりますが、御了承いただきたいと思います。

消防団の新入団員の募集状況につきましては、各分団が年間をとおして人員確保に御尽力されているところですが、人員確保には大変苦慮されております。

本市におきましても、広報紙に募集のお知らせを掲載するとともに、各行政区の掲示板にも団員募集の案内ポスターを掲示しております。また、市の新採職員に対しましては、各分団への入団はもとより、市役所消防隊や女性消防隊への入隊も含め、加入促進を図っているところでございます。

次に、消防団の今後の見通しについてですが、現在、本市の消防団員数は条例定数620名に対し、令和2年4月1日時点で614名となっております。昨年度の退団者が45名に対し、今年度の新入団員は43名となっており、前年度比で2名減少している状況でございます。

近年、少子高齢化の影響や人口流出等により、消防団員の確保が年々難しくなっている状況の中、消防団と協力しまして、平成13年度に女性消防隊を結成、平成26年度に機能別消防団員制度を導入、平成27年度に市役所消防隊を発足させ、消防団員数の確保に努めてきたところでございます。

そのような中、花園地区におきましては、平成28年度に5班体制から6班体制に増加しましたが、特に網田地区におきましては、団員の確保が難しく、平成16年度、平成27年度、平成30年度の3回にわたり、班の統合を行い、10班体制から7班体制に減少しております。

市としましては、今後、団員数の減少が懸念される中、消防力の維持のため、引き続き消防団と連携の下、消防団員の確保に努めるとともに、団員数を考慮した組織の見直しについて随時検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。今、花園地区は班が増えているということが分かりました。人口が増えているからでしょうけども、単純に人口が増えているから班を増やせばいい、定員を増やせばいいというわけでもないと思います。網田と花園で20代から40代の人口が例えば3倍違うとした場合に、ただ班も3倍違うということでは決してありません。活動面積のほうもあると思います。ちなみに危機をあおるようですけども、網田地区に住む成年男性の人口をいいますと40代は現在135名います。30代は122名、20代は102名、10代は91名、0歳から9歳が74名と。10年ごとに15%程度減っていつているんですよ。10年後と20年後、30年後は大変厳しい状況になっていくというような状況なので、恐らく今僕は網田地区を言いましたが、花園以外の分団も同様であるというふうに推察します。そこら辺の具体的な認識というのは、消防団単独としてもつことがなかなか難しいというふうに思います。今のまま維持できないということこそ是非、行政側、担当課として危機感を促してほしいというふうに思います。

また、新入団募集の手法ですけれども、ポスターを掲示する。無いよりはあったほうがいかにもかもしれませんが、網田7分団の新入団の方に話を伺うと、ポスター見て入ったかと聞いたら1人もいないんですよ。大抵は親の推薦とか、もともと親が団員でその親に話をしてもらうとか、そういったことが多いんです。もちろん網田に住んでいない、宇土に住んでいらっしゃる人も対象になってきたんですよ。ということで、ちょっと時間の関係ではしよりますが、保育園とか地域でたくさんの保育園の運動会とかございますね。その保護者、ほぼ全員参加しますよ、男性とかお父さん。そこでのデモンストレーションみたいなことを、消火器の放水とかそういったものを子どもと一緒にやってもらえれば、消防団員じゃない人にやってもらえれば、理解も進んで消防団の活動に参加してくれるようになるんじゃないかなと思いますので、子育て支援課なのか、別の担当課なのかもしれませんが、是非、共通認識として持ってほしいなと思います。

続いての質問です。サラリーマン団員が増えてきたと申しましたが、実際は火事などの有事の際に真っ先に駆け付けられるのは、農業、漁業の自営の団員になります。農業・漁業従事者の団員を増やしていく、維持していくのも重要なことです。特に漁業者の多い長浜、戸口地区は、網田の3分の1の行政区に値しますけれども、そこに住む0歳から14歳までの子どもたちの数は50%います。地域を維持しているのは、漁業後継者の割合が高まってきているという証だと思います。ところが、毎年海苔の最盛期と消防操法点検大会の時期がかぶり、2月中の分団活動に支障を来し、逆に自営の経営にも消防活動が支障となっているという現状がございます。温暖化の影響で近年の海苔の採取は11月末から3月の頭までです。

そこで提案です。議会でこういうような要望を発言することは本意ではございませんが、地域の消防団員の確保・活動、そして何よりも地域の生業活性化と定住促進を訴える者の1人として無視することはできません。操法点検大会の開催時期を見直すことはできないでしょうか。総務部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

毎年2月末に開催されます消防点検は消防団最大のイベントとして、分列行進や通常点検、小型ポンプ操法等が披露されます。特に、小型ポンプ操法は、県の操法大会の予選会も兼ねており、優勝した班は県大会に出場することとなります。よって、各分団、優勝を目指し、2月上旬から約3週間、ほぼ毎日操法の練習をされていることとっております。

現在の2月末の開催時期につきましては、議員が危惧されておられますように、海苔の生産者の方におかれましては、繁忙期と重なってしまうものと認識しております。しかし、消防団には様々な業種の方が在職しておられ、それぞれの事情に合わせることは大変難しいものと考えられます。

消防点検の開催時期に関しましては、消防団本部及び幹部会議等消防団内部で決定されるものであります。市としましては、この本部会議等に事務局として出席をいたしますので、議員からの発言の主旨をお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。極端に5月6月に開催時期をずらすと、たばこの今度は最盛期に当たるわけで、そういったことは望んではないんですけども、是非、協議のほうをよろしくお願いいたします。

続いて、教育行政についてでございます。5月30日、31日の熊日に、県内小中学校に通う子どもたちのアンケート結果が掲載されていまして。学校再開を不安に思う子どもたちは1割ほどいたみたいです。実際、娘が通う網田小学校1年生の保護者に尋ねたところ、18名中5名が学校に行きたくないと5月上旬頃申ししておりました。通常の学校が再開されて3週間ほどになり、その5名も幾分楽しく学校に通っているようでございます。不安に思う理由としては、学校の友達や先生に接触できないことがあるのではないかとこのところがあると思います。学校によっては休校中の対応が異なっていたということもありましたので、学校再開後の心のケアの対応と休校中の学校の児童生徒への対応、そして学校再開に向けた登校時の学校の児童生徒への対応についてお尋ねします。教育長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） まず、学校再開後の心のケアへの対応についてお答えいたします。

何らかの不安を抱える子どもたちへの対応として、まずは、担任等が心がけて子どもたちの様子を見ること、学校と児童生徒本人及びその保護者がしっかり相談しあえる体制をつくること、そして学校全体で共通理解を図り、解決に向けて取り組む体制を築くことを念頭に、対処しているところです。

それでも解決が困難なケースについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の活用により、児童生徒の心のケアの支援を行っていくこととしています。

次に、休業中の学校の児童生徒への対応と、学校再開に向けた登校時の学校の児童生徒への対応についてお答えします。

まず、休業中の学校の児童生徒への対応につきましては、児童生徒の様子を確認する取組として、次のようなことがあります。

ある小学校では、教師が、毎週月曜日に時間割と学習プリント等を各家庭の郵便ポストに届け、学習したものを回収する取組を行いました。また、ある中学校では、午前と午後に分けたり、学年を三つに分けたりして分散登校を実施、その際に、登校できなかった生徒の家



庭を教師が訪問し、学習指導をした取組もありました。そのほか、小学校では、家庭でみることができない小学3年生までの児童の受入れを行い、午前8時30分から午後2時まで生活指導等を行いました。

次に、学校再開に向けた登校時の学校の児童生徒への対応につきましては、全ての小中学校において、3密が同時に重ならない条件に配慮しながら、学校規模に応じたやり方で分散登校などを行いました。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。学校によっても取組が違ったようですけれども、市長は、第2波があることを前提に取組を行っていかねばならないというふうに申されております。細心の注意を払って学校運営をしていただくことはもちろん、家庭を訪問されている取組は子どもたちの不安を知っておくべきとすばらしい動きだというふうに思います。教師は子どもと触れ合っていないと給料をもらえないという精神を持ってほしいです。できればいい取組を、今後休校にならざるを得なかったときは、是非、統一してやっていただきますようお願いいたします。

続いて3番目の質問ですけれども、昨日、芥川議員の質問の答弁をお伺いして、ある程度納得できましたので、私の思いだけ述べさせていただきます。私は、もともとこのICT機器を活用した授業を行うべきだというふうに、議会でも再三申しておりました。今回1人1台タブレットを支給されるようでございますけれども、是非、授業でうまく活用して、効率よく授業をやっていただきたいというのがあるんですけれども、第2波、そしてまた別の理由で休校にならざるを得なかった状況に備えて、学校でも自分でそのタブレットを使って勉強できるんだというようなことも、のちに教えていってほしいなと思います。

次の質問に移ります。夏休みが25日間と公表されましたが、正直それぐらいの縮小で授業日数が足りるのかと心配になりました。また、来年度進学する小学校6年生とか中学3年生は受験があるので、ライバルは他市町村の同級生ですから、学力の差を不安に思い、例年よりも学習塾に通う児童生徒が多くなるのではないかと思います。ただでさえ、その保護者は収入が減ることが予想されるわけです。本来、私は学習塾は必要ない、学校で解決すべきだというふうに思っているわけですが、今回は違います。今年度休校となった期間、4・5月の授業日数の確保はどのようにしていくのか。そして、来年度に進学する小学6年生と中学3年生への支援策は検討しているのか、お尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、今年度休業となった期間、4・5月の授業日数の確保についてお答えします。

4・5月に授業ができなかったのは、合計29日間です。この授業日数を確保するために、宇土市内の全小中学校において、夏季休業日を12日間短縮、また冬季休業日を3日間短縮した上で、6月及び7月には午前中のみの土曜授業を3日間実施することで1.5日を確保し、合計16.5日分の授業日数を確保いたします。

このほかに、行事の精選として、学校では、家庭訪問、歓迎遠足、委員会活動、クラブ活動、スポーツテスト、学級懇談会など、また、宇土市小体連陸上大会、全国学力学習状況調査などの中止により、8日間程度授業日数を確保できます。

また、学校によっては必要に応じて、9月以降も土曜授業を実施するなど、各校で教育課程の工夫を行ってまいります。

次に、来年度に進学する小学6年生と中学3年生への支援策についてお答えいたします。

令和2年3月9日付文部科学省通知、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aにおいて、卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合は、進学先の学校と情報を共有し、進学先の学校で、必要に応じて補充的な学習など個に応じた指導を行う等の配慮が考えられる旨、記載されております。

しかし、できるだけ本年度中に、学習指導要領に示された内容を指導する必要がある小学6年生と中学3年生については、特に本年度中に学習内容を計画的に実施できるよう、教育課程の工夫等を行ってまいります。

今後、文部科学省は、教科書の内容を授業で取り扱う部分と、家庭学習など授業以外で学ぶ部分に仕分けた学習モデル案を取りまとめるということですので、国の動向も注視しながら、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。宇土市の教育はすばらしい、コロナ禍においてもすばらしいこのまちで育つたと、収束したときに言われることを祈念しまして、次の質問にいきます。

マイナンバーカードについてです。マイナンバーカードの活用は行政事務を円滑にする上で、大変重要なツールだというふうに思います。コロナ救済のための特別給付金の際は円滑な手続き給付が期待されたわけですが、いろいろ不具合も見られたわけでございます。また、全国的にも普及が進んでいない現状があります。ちなみに私は持っています。

そこで、質問にいかがと思いますが、1番と2番の予定だった質問は、すみませんが削除しまして、3番目の質問のみをさせていただきます。地域通貨としての活用です。普及しない理由の一つにメリットが無いということが挙げられると思います。健康保険証としての活

用がのちに実施されるようでありますが、病院に行かない人はそれまた価値が無いものになります。マイナポイントとしての活用が9月から始まりますけれども、私は宇土市の経済活性化の件でも、地域通貨としての活用が考えられると思いますがいかがでしょうか。市民環境部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） マイナンバーカードの今後の活用についてお答えします。

まず、国においては、健康保険証としての活用が2021年3月から予定されています。そのため、市においても、2023年3月末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有できるよう普及促進を図るため、交付円滑化計画を策定し、取り組んでいる状況です。また、今後、給付金等を迅速に給付できるよう、マイナンバーと金融機関の口座との紐づけについて検討がされております。

次に、地域経済活性化策としてマイナポイント事業があります。マイナポイントは、キャッシュレス決済を利用した消費者に対して国から付与されるポイントです。申請にはマイナンバーカードとマイナポイントの予約が必要です。還元率はチャージ又は決済によって25%、上限5千円分のマイナポイントの付与が予定されており、2020年9月から2021年3月末まで期間限定の施策となっております。

同事業を地域の経済活性化策の一環として展開していくためには、地域の商店等におけるキャッシュレス決済の導入が必要になってきます。そのため、市では、国の補助金を活用し、市内の商店等のキャッシュレス決済の導入促進を図ることとしています。また、マイナポイントの予約方法が分からない方や、パソコン等の必要な機材が無い方のために、マイナポイント予約の支援も行っております。

最後に、本市でのマイナンバーカードの地域経済活性化等への活用については、まずはカード普及率を促進していくことが重要であると考えています。そして、それと並行して、活用策についても国や他市町村等の動向を調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。区役にポイントが付くとかボランティアの活性化など、様々な活用もされるというふうに思います。少しずつ活用が前進していくことを望みます。

続いて、最後の質問です。公共交通についてです。先月末、熊日をはじめ、ほぼ全紙に掲載されました2018年度のJR九州の赤字路線。17路線中、熊本県関係が5路線、本市に6駅あるJR三角線も17路線中10番目の不採算路線。2億7,300万円の赤字であったと公表されておりました。JR九州側は、この公表は廃止路前提ではないと言っており

ますが、4年前に上場した東証一部上場企業です。株主の意向が反映されやすいわけです。不採算案件をずっと黙認されることは考えられません。三角町を含め過疎エリアを走る路線が急に通学・通勤者が増えることは考えられません。このまま何もしないと切り捨てられることになるでしょう。今回、公表された不採算路線では、既に地元関係者の協議がスタートしているところもあるようです。三角線が赤字幅からいってすぐに早急な協議が必要だとは思いますが、一昨年は1本減便となったことで、地元利用者の危機感が高まっております。赤字幅が減ることはJR九州側にとってとても良いことです。地元の意識高揚は好都合であると思いますし、JR九州経営側の真意を伺いたいです。こういう議論は廃線議論が高まる前からやるべきだというふうに思います。市としてもアクションを起こしてほしいです。

そこでお尋ねいたします。JR三角線存続における市の考え方と、これまでJR九州側と何らかの協議は行われてきたのか、また今後についてお尋ねしたいと思います。企画部長お願いします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

JR三角線は、熊本駅と三角駅を約50分で結ぶ宇土半島の基幹となる鉄道であり、沿線には日本の渚百選などにも選ばれている干潟で有名な御輿来海岸をはじめ、多くの観光スポットが点在しています。利用者の多くは、通勤・通学や買い物、通院などの地域の足として利用されているほか、平成23年からA列車で行こうなどの観光列車も運行し、観光地への移動手段としても活躍しています。しかし、ここ数年は、少子化などの影響もあり、利用者が減少傾向にあります。

このような状況の中、本市としましても今回の公表に関しては、議員の御指摘のとおり、JR三角線の廃線につながるのではないかと大変危惧しているところです。地域の移動手段の確保、観光振興や地域振興の面からも、本市を運行する鉄道は存続すべきだと考えています。

今回、営業損益が公表された線区のうち、乗客の減少が著しい7線区の沿線自治体との間には、昨年11月以降、路線活性化のための検討組織が次々と設置されております。

これまで宇土市は、JR三角線の存続についてJR九州と協議した実績はありませんが、近い将来、必ず協議が必要になってくるものと思われまます。継続が難しくなってからでは手遅れになってしまうため、本市においても同様の検討組織を設置し、路線の維持・継続策について沿線の市民の参加や市民との協働、また、沿線自治体との連携も考慮し、具体的に検討を進めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。網津・網田地区活性化推進議員連盟で、公共交通への要望等を超党派で行いました。すぐにデマンドタクシーなどを早急に検討して、予算化していただいた企画部隊でございます。大いに期待しています。よろしくお願いたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日19日金曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時24分散会

第 4 号

6 月 1 9 日 (金)

# 令和2年6月宇土市議会定例会会議録 第4号

6月19日（金）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 佐美三 洋議員

- 1 本市における光ファイバーケーブル（光回線）の整備状況及び第5世代移動通信システム（5G）整備に向けての考え方について

2. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について

3. 村田宣雄議員

- 1 学校給食の食材の取扱いの実態
- 2 産地生産基盤パワーアップ事業への対応

日程第2 常任委員会に付託（議案第38号から議案第60号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

## 4. 欠席議員（なし）

## 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東  顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君	市民保険課長	山口るみさん
税務課長	深田  徹君	高齢者支援課長	柘植さや子さん
健康づくり課長	西山祐一君	農林水産課長	湯野淳也君
学校教育課長	田尻清孝君	指導主事	太田黒保宏君
給食センター所長	藤本  勲君		

## 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本  誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君



午前10時00分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（柴田正樹君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

1番，佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） 改めましておはようございます。無所属の佐美三です。

それでは，早速，通告に従いまして質問に入らせていただきます。

今回は，本市における光ファイバーケーブルの整備状況及び第5世代移動通信システムの整備に向けての考え方について，質問させていただきます。今回の質問をするに至った理由については，後ほど述べたいと思いますが，まずはじめに，本市の光ファイバーケーブル，これ以降は光回線と申し上げたいと思います。本市における光回線の整備状況について，既に整備が完了しているエリア，そして当該エリアが供用を開始した時期についてお尋ねいたします。併せて，現在，未整備となっているエリアについて，石本企画部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） おはようございます。本市の光回線整備状況についてお答えいたします。

現在，本市においては，NTT西日本株式会社の電気通信設備収容局が，宇土地区，網津地区及び網田地区に各1局ずつ設置されており，宇土地区を中心とする東部地域から網津地区の一部までをカバーする宇土局については，平成14年12月に光回線環境が整備され，供用開始されております。

ただ，轟地区の一部，網津地区の一部及び網田地区の全域においては，現時点で光回線の整備が完了しておりません。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございました。ただいまの企画部長の答弁によりますと，NTTの電気通信設備収容局である宇土局が管轄する，宇土，花園，緑川，走潟地区の全域と轟及び網津地区の一部を除くエリアについて，平成14年12月に光回線環境が整備され，供用開始しているということであります。従いまして，轟地区の一部，私が調べたところによりますと扇谷，飯塚地区エリアになっています。及び網津地区の一部，上網津地区エリア

と思います。そして網田地区の全域については、現段階においても未整備であるとのことであります。宇土局管轄エリアの供用開始から実に17年が経過しています。17年前からサービスを受けているエリアがある一方で、いまだ整備がされていないエリアが存在しているという現状があります。同じ宇土市内において、光回線の整備にこれだけ整備格差が生じている。これは大変な問題であるというふうに思うわけであります。このように整備に大きな格差が生じた理由と問題点について、企画部長にお尋ねをいたします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

全国における光回線の整備は、電気通信事業者が民設民営方式で実施する手法が多いという背景がございます。平成27年第4回定例会において、野口議員が同様の質問をされており、電気通信事業者に要望・協議を行っております。この時点で何と回答があったかという点、「現時点では採算が見込めない地域であるため、整備費の一部を負担していただければサービスを提供することができる。」という回答を出されています。その際の一部負担金の額は、おおむね2億円という試算額を示されています。

当時は国の交付金等も無く、市単独での負担ができない財政状況でありましたので、先ほど答弁いたしました未整備地域の光回線整備を見送っておりました。しかし、国に対しては、機会あるごとに民設民営方式への自治体負担金に対する財政支援の要望を行ってきたところでございます。

このような中、昨年度、ようやく事業費の一部を国が補助する高度無線環境整備推進事業について、民間事業者が主体となるケースも補助が受けられるよう対象が拡大されました。また、事業費の中の自治体負担についても、辺地総合対策事業債を活用できるようになり、令和元年12月の市議会定例会において、辺地総合整備計画の変更の御承認をいただきましたので、現在、整備に向け準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。平成27年ですから、今から5年前の野口議員の一般質問に対する答弁によりますと、当時、全国における光回線の整備においては、民設民営方式が主流であったとのことであります。また、採算が見込めない地域については、整備費の一部を当該自治体が負担しなければならない。加えて、国からの補助は無かったこと、本市の場合、未整備地区を整備するには市の負担が当時の試算で約2億円必要で、当時は市単独での負担ができない財政状況であったことから、整備に至らなかったということでもあります。そして、昨年度になって国がようやく事業費の一部を補助することになったことにより、また事業費の地元負担についても、有利な辺地対策事業債の活用ができるようにな

ったことから、整備に向け準備を進めているということでもあります。

このような経緯を経て、昨年12月議会において、宇土市辺地総合整備計画の計画変更案が上程され、光回線未整備地区の整備を行うための項目を新たに盛り込まれたということでもあります。

そこで、お尋ねいたします。宇土市辺地総合整備計画における光回線未整備地区の整備計画の内容及び進捗状況について、企画部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

まず、辺地総合整備計画における光回線整備の具体的な内容としましては、令和3年度に網田地区全域を整備し、令和4年度に網津地区の一部と、それに隣接する轟地区の一部へ光回線を整備する計画となっております。

次に、現在の進捗状況につきましては、国の補助金を活用するため、先ほど答弁いたしました総務省の高度無線環境整備推進事業の採択を令和3年度に受けるべく、申請手続きを始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三洋君） ありがとうございます。辺地総合整備計画によりますと、令和3年度に網田地区全域の整備をし、そして、令和4年度で網津地区とそれに隣接する轟地区の未整備エリアを整備するとのことでもあります。つまり、網田地区については、あと2年弱、網津及び轟地区の残りのエリアについては、3年弱の時間が必要ということになります。本計画のスピードでは、既に整備済みの宇土局管内エリアの供用開始から数えると、網田地区は19年後、網津及び轟地区の未整備エリアが20年後ということになるわけでもあります。これは余談ですが、参考までに。昔のことわざで10年ひと昔という言葉があります。情報技術の分野ではひと昔とは1年前、ふた昔とは3年前という言い方をするIT専門家もおります。これはあくまでも一説にすぎませんが、しかし、このように情報技術が日進月歩している中、今回のコロナ禍で見えてきたのは、国が進めてきた国土の通信環境整備づくり、情報化に向けた基盤づくりにおいて、国はもっと早く当該事業に対する補助制度を拡充すべきであったというふうに思います。後手に回っている感は否めないところでもあります。

そこで、次の質問に移ります。中国、武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症が、日本国内で取り沙汰されてから5か月が経過いたしました。この新型コロナウイルス感染症が、私たちのくらしや社会の在り方、これまでの常識を一変させています。今回のコロナ禍でこれまで以上に情報伝達、情報通信の重要性が増したと感じているところでもあります。

そこで、お尋ねします。自然災害をはじめ、今回の新型コロナウイルス感染症対策等から

学ぶ光回線整備の必要性・重要性について、市としてどう捉えておられるのか、企画部長にお尋ねいたします。

○議長（柴田正樹君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

近年における大規模自然災害の多発等をはじめとして、様々な場面で情報発信の重要性と真価が全国的に問われております。また、直近においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組により、情報通信技術の活用度合いが急激に高まったのは周知の事実でございます。

例えば、学校におけるオンライン授業、病院におけるオンライン診療、職場におけるリモートワーク等です。これらを利用するためには、光回線の整備が必要不可欠となっております。

本市におきましても、教育政策はもとより、移住・定住等の地域政策も踏まえ、市内全域において情報発信体制や通信環境整備が急務であると認識しております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今回の質問をするに至った理由につきましては、1月にあったある会合で、地元の20代の若者と会う機会がありました。その若者は私が市議選に出馬した際に、とにかく早く光回線を網田に引いてほしいと訴えていた1人です。昨年12月議会定例会において、先ほど企画部長の答弁のとおり、辺地総合整備計画の計画変更案が承認されたことを基に、網田地区にも遅くとも令和4年3月までには光回線が整備されることを伝えたわけであります。多分、喜んでくれると思って伝えたわけですが、そのリアクションは、まだそんなにかかるんですか。もう網田からは若者はいなくなりますよと、そういう言葉が返ってきました。たたみかけるように、特に今の高校生は自宅に帰ってからも、スマートフォンでYouTube等の画像や動画を見る機会も多く、重い、遅い、止まる、サクサク見られないといった不満を口にしている。これでは地元の魅力を感じろと言っても無理ですと吐き捨てるように話してくれました。

また、4月の終わりだったと思います。昨年11月、網田地区に縁あって、東京から移住して来られたイラストレーターの方からの相談がありました。この人は、網田地区はADSL回線であるために、モバイルWi-Fiルーターを使用し、インターネットに接続して東京から発注されるイラストを描いて生業としている人です。3月の終わりにそのモバイルWi-Fiルーターが故障し、またWi-Fiの基地局との不具合もあって、約1か月間仕事が取れなかったとのことであります。網田での田舎暮らしは気に入っているけれども、光回線をどうにかしてほしいと、これまたこういう話を聞いたところであります。

このようなことから、今回の質問に至ったわけですが、調べていくうちに宇城管内において光回線が整備されていないのが、網田地区全域と網津・轟の一部だけになっております。美里町も宇城市も、ほぼ全域整備は完了しています。網田地区の隣の宇城市大田尾地区については、震災前、5年前に整備が完了しているとの話も聞いております。

また、話が飛びますが、市が進める空き家バンク活用事業において、西部地域への定住移住を促進するためには、貸手となる対象者の空き家バンクへの登録自体が上がってこなければ話になりませんが、一方、借手側の、選ぶ側の移住定住の要件も考えておかなければなりません。通信回線がどうなっているか、通信速度はどうであるか、これは移住者にとって大変大きな移住の判断ポイントであると思います。どんなに定住移住を提案しても、基本的な整備が整っていないければ、成果を上げることはなかなか難しいのではないかと思います。徳島県の山間部に位置する過疎の町だった神山町は、いち早く光回線を整備し大都会に負けない高速通信網を構築した結果、過疎の町から一転、若者やIT企業のサテライトオフィスが続々と開設し、地方創生の成功例、神山モデルと言われております。

改めて申し上げますが、私たちのくらしや社会の在り方が、今回の新型コロナウイルス感染症によって一変しました。そして、これまで以上に情報伝達、情報通信の重要性が増したように思います。元松市長は、今定例会の提案理由の中で、学校ICT環境の整備促進について触れておられます。その中で、政府が進めるGIGAスクール構想、児童生徒に1人1台のタブレット端末の整備計画を前倒しし、学校が臨時休校となった場合にも、子どもたちが安心して学び続けられるようなICT環境の整備を加速するとの説明をされました。つまり、感染拡大防止や災害等、何らかの事情で登校できない児童生徒が、自宅で端末を使ってオンライン授業を受けることも視野に整備するわけでありますが、現状のところ網田校区や網津・轟校区の一部に住む児童生徒は、光回線が未整備であることから、オンライン授業に支障を来すことは避けられない状況にあります。

そこで、最後一括して3点について、元松市長にお尋ねをしたいと思います。まず、第1点目は、本市における光回線の整備状況において、既に17年前に整備が完了し、サービスを受けているエリアがある一方で、いまだ整備がされていないエリアが存在します。本市の均衡ある発展の観点から、既整備・未整備の現状をどう捉えておられるか。元松市長に見解をお伺いいたします。

次に、2点目ですが、今回の新型コロナウイルス感染症対策によって、今年の初めまで我々が聞きなれないテレワークやリモートワーク、あるいはオンライン授業といった言葉が、現在、毎日のように新聞やテレビで飛び交っております。先ほど申し上げましたGIGAスクール構想において、学校が臨時休校の際にも、宇土市内の児童生徒が等しく支障なく安心して学び続けるためには、今の辺地総合整備計画における光回線未整備地区の整備スケジュー

ールでは遅すぎると思います。未整備地区の光回線整備を前倒しして、未整備地区を一括して早急に整備すべきではないかと考えますが、この点について元松市長の見解をお伺いしたいと思います。

そして、3点目ですが、本年3月から第5世代移動通信システム（5G）のサービスが、日本の主要な都市部からスタートしております。遅かれ早かれ地方にも波及してくるわけがありますが、第5世代移動通信システム（5G）の整備において、今回のような整備時期に格差があってはならないと考えますが、元松市長の見解をお尋ねしたいと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田正樹君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

宇土地区をはじめとする本市中心部は、先ほどからお話が出ていますとおり、平成14年12月に光回線が整備されております。その一方で、轟地区の一部、網津地区の一部そして網田地区の全域が、光回線未整備となっているのが現状でございます。このことは、真摯に受け止める必要があると思っております。このような市内の情報通信格差を是正するために、早急な西部地域の光回線整備が必要だと考えております。

また、西部地域への移住・定住を促進するためにも、景観や住居物件等の環境整備はもちろんのこと、生活に必要な仕事を行う上では、より良いインターネット通信環境が整っていることが、本市への移住・定住の増加につながる要件であることを認識しているところでございます。

以上のことから、本市の情報通信格差に係る問題については、移住・定住や大規模自然災害等の問題をはじめとして、先ほどから御指摘がっております直近における新型コロナウイルス感染症対策を鑑みましても、対応は急がなければならないと考えているところでございます。

これは、先ほど御指摘もあつたんですけども、近年、宇城圏域においても行政が費用の一部を負担する形で、光回線の整備が進んでおります。そんな中、本市の一部がいまだに未整備となっているのが現状でございますが、民間で採算を確保するのが難しいため、宇土市の負担が発生すると。その費用負担が問題であるということが、先ほど答弁にもありましてとおり、事業着手できなかった最大のネックとなっておりました。先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、国の補助制度も拡充をされました。そしてまた、当該地域が辺地指定を受けたことで、市にとって非常に有利な辺地債の活用ができるようになりました。これによって一定の目途が立ったということで、速やかな事業実施を目指して、具体的に動き出したというのが今の状況でございます。

なお、西部地域への光回線整備については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金及び総務省所管の第2次補正予算、こちらのほうにも事業が盛り込まれているようでございますが、この活用を前提として、計画変更を含めた事業実施の前倒しをしたいというところで、電気通信事業者等をはじめとした関係機関との調整を急ぐように担当課に指示したところでございます。いろんな課題があるようでございますが、私もさっきの御質問にありましたとおり、網田をやってその後網津というよりも、できるならいっぺんにやったほうがいいというのは同感でございます。いろんな問題をクリアしながら、ここも計画を作ったからいいというわけではなくて、計画を少しでも前に前倒しして、実施計画の中での格差を無くしていくというところで進めたいと考えております。

最後に、第5世代移动通信システム（5G）でございますけれども、電気通信事業者各社によりまして、今年の3月から都市部を中心とした一部のエリアでサービス提供が開始されているところではございます。今後、全国へ段階的にエリアが拡大されていくものと想定されます。ただし、この5Gに関しましては、そのメリットが非常に強調されているわけでございますけれども、基地からの通信エリアが極めて狭いという大きな問題があります。この問題は、整備コストにも非常に大きな影響を与えるものでございまして、現在、通信のエリアを延ばすための実験や研究が、併せて進められているというのが現状でございます。先ほど都市部への導入という話もしましたけれども、現時点では、エリアというよりもスポットとしての整備が中心である。これは通信エリアが狭いからでございますけれども、そう考えていくと、エリア整備に入るまでには相当な時間がかかるだろうと、今、私としては思っております。技術の進歩が前提となってこのエリア拡大をされていくものと思うんですけど、この5Gが宇土にいつ入ってくるのか、現状では全く分からない状況でございます。しかし、地域格差が生じるのはやはり良くないと思っておりますので、国の動向も注視しながら、特に、今回電気通信事業者ともいろんな形で関わり合っていきますので、そういったところを起点とした連携強化にも努めてまいりまして、この格差が生じないような取組に結び付けていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三洋君） 光回線未整備地区の前倒しについても言及していただきました。前向きな答弁をいただきました。どうか、網田地区及び網津・轟地区の未整備地区について、一日も早い光回線ケーブルの整備が完了しますように、切によろしくお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策で新たな対応、新たな業務が発生している中ではありますが、今回の質問に当たり、担当をされました執行部の皆さんには、誠意ある対応をいただき、大変お世話になりました。幸い本市において感染者は出ておりませんが、これからも警戒を怠ることなく引き続き感染予防業務に努めていただきますようお願い申し上げますとともに、

一日も早い収束を祈念申し上げ、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） ここで換気のため5分間休憩いたします。換気の御協力よろしく願います。

-----○-----

午前10時24分休憩

午前10時28分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。

今回は、新型コロナウイルスに係る問題を中心に質問いたしますので、よろしく願います。

まず、国保税、介護保険料の減免について質問いたします。厚生労働省は、4月8日に新型コロナウイルス感染症の影響で、前年に比べ事業収入が3割以上減少した加入者に対し、国保税の免除や減免をし、減免分を国が全額財政支援するとの事務連絡を出しております。後期高齢者医療保険料、介護保険料についても同様の連絡を出しております。これは、災害やその他特別な理由がある場合の減免を定めた国民健康保険法第77条に基づくもので、市町村の条例、規則に減免規定が無い場合、整備するよう求めております。この制度について、多くの加入者は知らないと思いますし、この制度の周知を徹底し、速やかに減免等を受けられるようにすべきと思いますが、担当課の取組について、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 市民環境部長，小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等の経済的負担を軽減するために、国の方針に沿って、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免並びに国民年金保険料の免除を実施しています。

まず、国民健康保険税の減免について御説明します。対象となる方は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯、又は主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べて3割以上の減少が見込まれる世帯、又は主たる生計維持者が事業等を廃止し又は失業した世帯のいずれかに該当する世帯とし、令和2年2月1日から来年3月末日までに納期限が設定されている、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税の減額又は免除を行います。1か月でも収入が前年比で3割以上減少した方は、御相



談いたきたいと思います。

また、後期高齢者医療保険料の減免については、熊本県後期高齢者医療広域連合が減免を行い、申請受付は本市で行うこととなりますが、減免の対象となる方は、国民健康保険税と同様の減免要件となっております。

次に、介護保険料の減免について御説明します。減免の対象となる方は、国民健康保険税と同様の減免要件であり、令和2年2月1日から来年3月末日までの間に納付期限が設定されている、令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料の減額又は免除を行います。国民健康保険税と同様に、1か月でも収入が前年比で3割以上減少した方は、御相談いたきたいと思います。

最後に、国民年金保険料の免除について御説明します。対象となる方は、令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が基準額以下まで下がった方で、学生も対象となります。

また、この免除のほか、失業を理由とした特例免除があり、前年所得に関係なく、失業等のあった月の前月から免除が受けられるため、新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、失業された場合はこの特例免除により申請をされている方も多くいる状況です。

以上の減免制度については、市ホームページ及び広報うとに掲載するとともに、納税・納付通知へのチラシの同封、窓口での制度説明等により市民の皆様へお知らせし、必要な人へ必要な情報が届くよう周知に努めています。また各課の窓口職員が連携し、該当する人が漏れなく減免を受けられるよう情報共有をしております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 減免の申請書を見ると複雑な手順じゃないかと思うわけであります。国の持続化給付金のように、1回でも前年の同じ月に比べ、既定の事業収入の減少があれば申請できるように簡素化すべきだと思います。この点につきまして、我が党国会議員の質問の中で、「厚生労働省は事業収入の減少の算定は、自治体の判断に委ねる。」このように述べておりますので、その点を考慮してよろしく願いをいたします。

次に、10万円の特別定額給付金について質問をいたします。この給付金は世帯主が申請をし、世帯主に支給されることになっております。しかし、配偶者などからの暴力により、被害者は住所を移さず避難先へ行く。こうした人たちも確実に定額給付金が届くようにしなければなりません。また、同じく虐待などによりセンターに入所している子どもに対しても、同じような措置を取る必要があると思います。この件について市の対応はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、特別定額給付金のDV被害者等への支給については、これまで数件の相談を受けており、いずれも婦人相談員による面談を実施し、事実確認を行い、世帯主とは別に給付金を受けられるよう手配しております。

今後もDV被害等の相談があった場合は、給付金担当部署とDV等担当部署と適宜連携・調整を行いながら、対応してまいります。

次に、施設入所等児童の取扱いについては、所管する自治体等と連携し、支給を行っています。本市で現在把握している該当児童数名について、一部の児童は、里親による家庭での養育が行われていることを確認したため、里親である世帯主への支給を行いました。児童養護施設入所中の児童に対しましては、世帯主には対象児童を除いた世帯員分を支給し、該当の児童分は、施設長等による児童の代理人としての申請を受付、児童本人に支給を行います。以上です。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） こうした被害者の方々にも、確実に給付金が届くようによろしくお願いいたしまして、次に教育問題について質問いたします。

緊急事態宣言が解除されました。6月1日から本格的に学校が再開され、授業が始まっております。長期間の休校で、休校中はネット教材に取り組んでいる子どももいる一方で、勉強に手が付かない子どももいるなど、学力の格差が広がっていると思います。また、かつてないような長期間の休校で、不安やストレスもたまっているのではないかと思うわけであり、また、各種のアンケート調査でも、そのことが示されております。こうした状況の中で、学校ではコロナの感染防止対策をとり、学校を運営していく必要があります。感染防止の基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行を挙げておりますが、大規模校では1クラス35名から40名程度で、身体的距離を確保できない。また、これから夏場にかかりマスクの使用で熱中症対策もしなければなりません。感染防止対策をとりながら、手厚い教育をどう進めていくのか、教育部長に答弁をお願いします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、教師、児童生徒の新型コロナウイルス感染防止対策についてお答えいたします。

現在、国から新しい生活様式の実践例として、感染防止のための三つの基本、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行が示されております。これらの感染防止対策を交えながら、健康管理面と環境整備面の二つの側面から具体例を御紹介いたします。

健康管理面については、児童生徒が学校へ登校する前に、家庭で検温や健康状態の確認を行ってもらい、併せて登校した後に、学校で児童生徒の健康状態を確認することとしております。また、発熱症状がある場合は、登校を控えることの周知、さらには手洗いとうがいの

励行、マスク着用を原則とすることで、自身の健康管理を行うよう促しております。この取組は、児童生徒のみならず、教職員においても同様に実施することとしております。また、教職員については、これらの取組に加えて、個別指導を行う際はフェイスシールドを着用するとともに、特に、妊婦や基礎疾患がある教職員については、先に述べました三つの基本に留意し、感染予防対策を十分にとるよう周知しております。

環境整備面については、三つの密、密閉・密集・密接が同時に重ならないような取組を実施しております。ただし、大規模校など密集が避けがたい場合などの対策として、常時窓を開け、換気を行っております。加えて、人が触れる箇所の消毒を徹底するなど衛生管理の徹底を行っております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 今答弁されたような対策をとりながら、授業を進めていくためには、教員や支援員の増員が必要であります。学校では、毎日消毒や清掃、児童生徒一人一人の健康チェックを行わなければなりません。こうした業務が増えるわけでありまして。また、答弁されましたように、妊婦や基礎疾患を持つ教職員に対する配慮も必要であります。教員や支援員を増やす必要があります。政府は第2次補正予算で、教員を3,100人増やすとしていますが、全国の小・中学校は3万校あると言われ、10校に1人の増員であり、これでは余りにも少ないと言わなければなりません。支援員につきましても予算化しておりますが、国や県に対し、教員、支援員の大幅な増員を求め、授業に支障がないようにすべきであると思っております。市の対策について教育部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 教員や支援員の増員についてお答えします。

先週12日、国の第2次補正予算が成立しました。これには、学校の段階的再開に伴う児童生徒等の学びの保障と位置づけた、学習保障に必要な人的体制の強化を図るための経費として、教員の加配や学習指導員の追加配置経費に対する補助が盛り込まれております。

これまで、市では、平常時の授業において、教育現場で支障を来すことがないよう支援員を雇用し、配置してまいりました。支援員の中には、既に退職した教員OB等も多く在籍しており、教育現場で大いに活躍されております。

議員御質問の新型コロナウイルス感染症対策を背景とした授業時数等の確保及び充実のために、教員及び支援員を新たに増員することについては、市教育委員会としてその必要性を痛感しております。しかし、現実問題として、県内の教職員の雇用状況や本市の支援員の雇用状況等から見ても、人材確保が非常に困難な状況にあります。

このような現状に鑑み、人材の確保ができない場合の対策として、現在雇用している支援

員の勤務形態を調整しながら、うまく活用できるよう工夫してまいります。

また、併せて、県教育委員会に対して県費教職員の人員確保に対する要望を行いながら、授業に支障を来すことがないよう取組を充実させてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） これまで経験したことのない中での緊急な取組であり、大変だと思えますが、人員確保に一層の努力をお願いをし、次に、感染防止に必要な非接触型の体温計、防護衛生用品、手洗い場水道蛇口の改善について質問いたします。体温については自宅で測ってくることになっていると思いますが、測ってこない児童生徒もいると思えますし、必要な個数の非接触型の体温計を各学校に配置し、消毒液やマスク、紙タオルや石けんなど十分に行きわたるようにすべきであります。また、手洗い場の水道蛇口についても、手回しからレバー式に切替え、少しでも感染リスクを減らすようにすべきと思えますが、この点についても教育部長にお聞きをいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、非接触型体温計の整備計画についてお答えいたします。

市内小中学校の体温計の整備状況をみると、9割以上が接触型体温計であることから、国の第2次補正予算等を活用し、非接触型体温計を整備したいと考えております。

次に、防護用品の整備についてお答えいたします。

小中学校の休業期間中、学校再開に向け、授業中の飛沫感染を防ぐフェイスシールドの配布や、石けん及び泡ハンドソープの提供を行ってまいりました。また、ありがたいことに、複数の事業所等から消毒液やマスクをはじめとした多くの支援物資を御提供いただき、活用させていただいております。今後も引き続き、国の第2次補正予算等を活用し、これらの物資が不足することがないように対応してまいります。

次に、学校の手洗い場水道蛇口の改善についてですが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症対策としての改修は計画しておりません。しかし、本年度、宇土小学校校舎、網津小学校校舎、花園幼稚園を除く全ての学校施設において、トイレの洋式化改修を行う予定ですが、改修を行うトイレの洗面台については、ウイルス感染を防止する意味でも衛生面を考慮した自動水栓にする計画としております。

今後、学校が本格的に稼働していく中で、対策を行うために様々な用品や環境面での整備等が必要となることが想定されます。感染を防止するためできる限り学校からの要望に沿いながら、確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 次に、発熱児童、生徒の待機場所の確保について質問いたします。

学校に来てから発熱などが出ること考えられますし、また、夏場にかかるコロナウイルスによる発熱だけでなく、マスクをしているため熱中症による発熱も予想されます。保健室は子どもと教職員の利用が増えることも考えられます。保健室がクラスターの発生場所にならないよう対策が必要であり、発熱や感染が疑われる児童生徒の待機場所の確保などは、養護教員任せにせず、教育委員会が責任を持って対策をとる必要があると思います。発熱した児童生徒の容体が急変した場合の搬送先につきましても、事前に医療機関へ相談し、確保していく必要があると思いますが、教育委員会の対応についてお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、児童生徒に発熱があった場合、保護者等が迎えに来るまでの待機場所の確保についてお答えします。

発熱症状があった場合は、至急、保護者と連絡を取り、迎えに来ていただくなどの措置を取りますが、この間の待機場所として相談室等を確保しています。ただし、保護者に連絡が取れないケースもあり、場合によっては待機時間が長くなることが予想されますので、複数の児童生徒が待機できる環境を整える必要があります。

また、発熱症状だけでは、感染症なのか熱中症なのか判断がつかないことから、症状や状態が異なる児童生徒を同室で休ませるわけにはいかないため、別の空き教室や特別教室など普段の授業で使用しない教室を利用する、又は部屋を仕切るなどの方法で、個々に区分して対応することを検討しています。

次に、医療機関へのつなぎをどう行うかについてお答えいたします。

学校で発熱症状を確認した後、医療機関へのつなぎをどのように行うかにつきましては、学校医と連携をとりながら、保護者と教職員等で十分な共通理解を図っておくことで、即座に対応できるような体制を今後整備してまいります。

今後とも細心の注意を払いながら、各学校の状況に応じた感染防止のための対策をとってまいります。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君）各学校との連絡を密にし、状況に応じた対応ができるようお願いをしておきます。

次に、就学援助の柔軟な運用について質問いたします。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯の児童生徒に対し、援助制度の周知徹底を図り利用できるようにすべきと思いますが、この対応について教育部長にお聞きいたします。

○議長（柴田正樹君） 教育部長、宮田裕三君。

○**教育部長（宮田裕三君）** 就学援助制度の柔軟な運用についてお答えいたします。

本年4月に緊急事態宣言が出され、その後解除されたものの日本経済に与えた影響は大きく、深刻な状況下にあります。

そのような中で、市としましても家庭の経済状況が急激に悪化した家庭に対し、何らかの支援を行っていく必要があると考えております。

就学援助制度の受給要件としては、所得要件など11の要件を示しておりますが、家庭の経済状況の急変により、そのうちいずれかに該当した場合は、速やかに対象者となるように運用していきます。

また、新たな支援策として、宇土市新型コロナウイルス経済対策商品券の給付を予定しております。これは基準日、6月1日までに認定を受けた令和2年度就学援助受給者が属する世帯の世帯主について、基本額1万円に2万円を上乗せし3万円分の商品券を給付するものでございます。

今後も継続して、就学援助制度の周知の徹底を行ってまいります。

以上でございます。

○**議長（柴田正樹君）** 福田慧一君。

○**18番（福田慧一君）** 次に、大学生、専門学校生に対する市独自の財政支援を質問いたします。新型コロナウイルスの影響で大学生や専門学校生など、アルバイト先がなくなり、収入の道を閉ざされ、生活に困窮する学生が増えております。アンケート調査でも学生の5人に1人、約20%の学生が学業を続けられないと答えております。国の第2次補正予算で学生に対する支援がなされ、県も支援策がとられました。しかし、アルバイト先がすぐに見つかるような状況ではありません。市も、未来をになう人づくりに力を入れています。市独自の財政支援が必要と思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○**議長（柴田正樹君）** 市長、元松茂樹君。

○**市長（元松茂樹君）** お答えをいたします。

5月に入って間もない頃、アンケート調査の結果が報道されました。これを見て私も驚いたところでございます。私の子どもも県外の大学におりまして、アルバイトで生計をしているわけですがけれども、アルバイトの収入が途絶えて非常に苦しいという話を聞いておりますので、余計実感がわいたところでございます。そんな中、大学においては独自に助成金を出したり、授業料を免除したりするところも出てきたわけですがけれども、これはやはり国がすべきであるということは私も思っていたところです。

そのような中、国は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経済的に困窮する学生を支援するため、学びの継続のための学生支援緊急給付金を創設しました。中身については、対象が、大学院を含む国公私立大学・短大・高専・日本語教育機関を含む専門学校の学生のう

ち、家庭から自立して、アルバイト収入により学費などを賄っており、今回の新型コロナウイルス感染症による影響で、アルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている者という定義でございます。

対象者は約43万人で、給付額は一人10万円、住民税非課税世帯の学生に対しては20万円が支給されるという制度でございます。今月12日に成立しました国の第2次補正予算に盛り込まれております。

また、熊本県においても生活困窮大学生のための給付金交付事業が創設され、県内及び県外に進学された大学生のうち、生計維持者の住民税が非課税である学生を対象に5万円が交付されます。

このような国・県の支援があるということで、一安心をしたところではございますけれども、市としましても追加で何ができるのか考えなければならないと思っております。国の第2次補正予算で、地方自治体に2兆円の臨時交付金が増額されました。宇土市にいくら来るのかはまだ分かっておりませんが、将来を担う学生たちの学びの芽を摘み取ってはならないという思いもありますので、先ほどの交付金を財源として、独自の支援策について具体的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） よろしくお願ひしておきます。

次に、宇城医療圏域保健所体制の強化について質問をいたします。今回の新型コロナウイルス感染症の経験から、医療や保健所の体制を抜本的に強化し、第2次感染に備えた取組が必要であり、最近でもエボラ出血熱やエイズ、SARS、新型コロナウイルスなど、数年ごとに感染症が発見され、対策がとられてきました。しかし、政府は医療費削減や社会保障予算を抑制し、保健や公衆衛生の予算、人員が削られ、保健所はこの30年間で約半分になり、人員も7千人減らされております。宇土にあった保健所もなくなっております。そのため、コロナウイルスのPCR検査では、日本は人口当たり、諸外国に比べて極端に少なく、韓国は日本の8倍、アメリカは14倍、欧州諸国は20倍から30倍となっております。そのため、医師が発熱者に対するPCR検査は必要と要求しても保健所が認めず、手遅れになる場合も出ております。第2波に備え、再度の緊急事態宣言を出さないようにするためにも、発熱者など、強い症状がある人だけを対象にしてきたこれまでの検査のやり方を根本的に変え、PCR検査対象者を大規模に広げ、感染者を早く発見し、特別な治療と隔離を行うようにする必要があります。そのためにも、コロナで医療や保健所の削減方針を転換する必要があります。宇城医療広域圏でも、公立病院の統合、病床の削減計画を中止させ、感染者対策に十分応えられるように体制を強化するよう国・県に要求すべきと思いますが、この点について

市長の考えをお聞きします。

○議長（柴田正樹君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスによる感染は，現在のところ一旦抑制されたように見えておりますが，これは間違いなく長期化すると思えますし，第2波，第3波として次の流行が来ると予測されているのも事実だと思います。

幸い，これまで宇城管内では感染者は確認されておられません，管内においても感染拡大に備えた検査体制や医療体制を整えることが喫緊の課題であると認識をしております。

現在，熊本県地域医療構想として，県単位の県地域医療構想検討専門委員会及び保健所単位となります地域医療構想検討専門部会が設置してあります。しかし，これらの専門委員会等は，熊本地震からの復旧・復興及び2025年に団塊の世代が75歳以上となります高齢社会を見据えた，医療・介護ニーズの急激な変化・増大への対応というという課題についての検討が主な内容となっておりまして，今回のような感染症対策については想定されておられません。

一方で，先ほども御指摘がありましたけれども，保健体制につきましては，1994年に保健所法が全面改正され，新たに地域保健法と改称されました。同法によって，保健所の統廃合など，公衆衛生全般の見直しが始まり，熊本県でも1997年に，保健所の再編が行われ，宇城圏域でも宇土保健所と松橋保健所が統合され宇城保健所となり，県内13保健所から10保健所に統合されたという背景もございます。

また，保健所には公衆衛生活動の中心として，感染予防対策や患者と医療機関をつなぐなどの重要な役割がございます。相談機関の第一線として，専門職の配置や管内自治体への適切な指導助言を行う体制づくりが必要であると考えております。

以上のことから，宇城管内においても，今回の感染拡大を教訓に，感染症対策にさらに重点をおき，今後PCR検査を含めた必要な検査体制を整え，専門医や病床を十分に確保していくため，市長会等を通じ国，県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 福田慧一君に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので，速やかに終了願います。

○18番（福田慧一君） 市長会等を通じて，国や県に要望していくということですので，よろしく願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました

○議長（柴田正樹君） 換気のために5分間休憩いたします。11時5分より再開いたしますので，よろしく願います。

-----○-----



午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 05 分再開

-----○-----

○議長（柴田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

17番，村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 一般質問の最終日で大変お疲れでしょうけども、今しばらくお付き合いをいただきたいと思います。今回質問いたしますのは、学校給食センターの食材と取扱いの実態2点、それに農林水産省の産地生産基盤パワーアップ事業への対応2点について質問いたします。

まず、学校給食の食材の取扱いの実態についてですが、平成17年に食育基本法が成立し、学校給食における国産・地場農産物の目標値が設けられたところでもあります。学校給食における地場農産物を使用する割合の目標値は、地場で30%以上に、国産の食材を使用する場合の目標値は80%以上にそれぞれ設けられております。このような中で、熊本県全体の実態と言いますか実績は、地場農産物の使用割合は30%を超えておりますが、国産の使用割合は80%に届いておらず、70%台であります。

そこで、宇土市の給食センターにおける地場産・国産と宇土市産物の使用の割合の実態の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（柴田正樹君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 市学校給食センターにおける国産・地場産食材の使用状況についてお答えいたします。

平成17年に成立した食育基本法に基づき、国において第3次食育推進基本計画が策定されております。この計画の中に、学校給食における地場産物等を使用する割合を増やすことを目標として、国産食材については80%以上、地場産である都道府県産食材については30%以上と設定されております。

国において数値目標の現状把握のために、学校給食調理場を無作為に選定し、毎年6月と11月の各期5日間の学校給食の献立に使用した、国産・地場産の食材数の割合調査が実施されています。

平成30年度の調査結果では、国産においては全国平均76.0%に対し、熊本県では69.9%と下回っていますが、都道府県産においては全国平均26.0%に対し、熊本県では45.8%とかなり上回っている状況にあります。

この状況の中、市学校給食センターにおける食材の使用状況は、令和元年度の調査結果になりますが、国産68.5%、県産38.3%という状況にあります。なお、市産については

8.0%という状況です。

また、現在、主食として週5回のうち3回提供している米飯の米については、市産を使用しております。副食で使用しているきゅうり、ミニトマト、なすについては、市産を含め宇城地域産を使用しております。

ただし、学校給食における食材調達には、品質・規格・量・価格・配送等を踏まえた安定供給が確保されなければならない課題があります。

今後とも、できるだけ市産食材を使用して、その消費拡大につなげるとともに、子どもたちへの地産地消等の食育を推進していきます。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） ただいまの答弁で大体分かりましたけれども、特に宇土産の農産物が、食材の割合から言うと8%ということで、非常に低位であります。したがって、これをどう解決するかということが次の質問につながっていきます。8%ということですので、熊本県の耕種自治体の給食センターの実態をちょっと調べてみますと、宇土市は最低クラスであります。ほかの地域は20%から30%前後になっております。その市町村の農産物の取扱いがなっているわけでありまして。したがって、今後については、今、教育部長が言いました品質から、いろいろな安定供給の課題について答弁があったわけですが、それについてどう解決策を見いだすかということだと思えます。

したがって、事例として申し上げますと、地元の農産物30%を超えている行政の取組を見ますと、これは行政内ですけれども、企画や教育委員会、経済部、さらに加えてJA等でプロジェクトチームをつくりながら、その産物をどう高めるかという議論がされているわけでありまして。したがって、その事例の中で特にJAに対して、学校給食事業への取組をお願いしたいと思います。要するに生産管理指導から農産物の受発注調整、さらには配送、整備保管等についてお願いをされております。行政はJAに対しても補助金を出しておりますし、また、農家の方も学校給食の農産物の生産について、協力される農家の方については、協力金の助成を企画しているところでありまして。そういういろいろなことを考えながら、宇土市としてもプロジェクトチームをつくり、それぞれの役割分担を決めて、宇土市農産物がより多く利用できるような体制整備を取り組んでいただきたい。市長にプロジェクトチームをつくって、今、私が申し上げました考え方について所見と言いますか、考え方の答弁をいただきたいと思えます。

○議長（柴田正樹君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

学校給食における地場産物取扱い拡大を趣旨とした体制整備についてということでござい

ます。

昨年12月市議会定例会におきまして、村田議員から中山間地域の農業生産体制に関する御質問の中で、棚田を含めた中山間地域の農作物を学校給食センターの食材として使えるような生産から流通にわたって一貫した体制の整備。そのため、経済部、企画部、教育委員会等々との連携、そしてJAを含めた生産から流通にわたる課題を整理して、子どもたちに対して宇土市でできた米や野菜等々について、是非供給できるような仕組みをつくっていただきたいという御意見をいただいたところでございます。

学校給食における地場産物の利用を拡大するメリットとしては、まず、市での給食会計でございすけれども、令和元年度決算額で年間約1億7千万円でございます。食材の需要と供給が繋がれば、それだけ地元市内での消費拡大と経済効果に直結をいたします。

また、これは生産者側のメリットになりますが、流通コストの削減や決まった量で販売できるために経営の安定につながる。さらには地域の子どもたちが食べる食材を提供することでのやりがいとともに、地域住民の地域への食や農への愛着や理解を深めることができると考えております。

一方で、デメリットについては、供給する食材については品質・規格・量・価格、また配送等を踏まえた安定供給が確保されなければならないこと。例えば、食材の出来栄が良くない、大きさにかなりバラツキがある、生産が遅れる、急激に値段が高騰する、配送が間に合わない、種類が少ないなどの問題ですが、これはあってはならないことだと思います。

これらの問題に関しては、市側は発注側となりますので、受注側でその体制を整備し、維持継続していかなければなりません。さらに、現状において、これまで定期的に供給いただいている特に市内店舗・事業者等もあるわけで、その関連する生産者等への影響も考慮する必要がございます。

課題を挙げれば幾つもあるんですけれども、地域でどの時期にどのような作物が生産されているかという生産団体との情報共有、現実的に供給できるしっかりとした組織母体の検討、また、学校給食のニーズに応じた地場産物の生産・供給の可能性、それに応じた地場産物の量・種類・時期を広げる手段の検討、年間を通した国・県・市産の食材割合の把握など、やるべきことはたくさんございます。しかし、そう言うは何もできませんので、できることから取り組む必要があるのかなと考えているところでございます。

今後、プロジェクトチームをつくりまして、他自治体の事例の検証や、生産団体等から作物等のその時期にあった旬・品質・量・価格等の情報提供をいただき、現生産作物をより多く使えるような献立を模索するなど、現生産作物等と学校給食とのマッチングに取り組み、より多くの市産食材を使用できるように、より良い体制整備につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（柴田正樹君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） プロジェクトチームをつくるという答弁であったろうと思いました。ただ、その中で私が言いたいのは、生産から流通まで宇土市で完結する体制というのが念頭にあります。今の食材を納めておられる方々は、田崎市場からの市場購入でありまして、給食センターが発注し、それを市場に行って購入をされて納めていられるわけでありまして。したがって、宇土市内の市場からの購入でいいと思いますが、宇土市で給食センターの食材で使う農作物については、宇土市で完結できる生産から販売までの一貫体制ということになります。具体的に言いますと大変長くなりますので、この辺で終わりますけれども、特にプロジェクトチームをつくる中で、いろいろな御意見を出され、解決策を見いだしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。次は、農水省の産地生産基盤パワーアップ事業への対応であります。特に、全国の耕地地域に500か所の土づくり実証地域を設けるということで、農水省が今後取り組むわけでありまして。特に、堆肥の施用につきましては、畜産酪農地帯では非常に土づくりが熱心に展開されておりますが、宇土市は耕地地帯であります。土づくりの実践については、非常に低位であります。昨年産地交付金の中でいろいろ堆肥施用とか土壌分析をやっておられますけれども、その利用実態につきましては、非常に利用されている農家が30名ということ、それと面積からしますと堆肥を施用されている面積に対して、全体面積に対して5%程度の実績しかないわけでありまして、これは宇土市全体の中で土づくり実証地域を設けていただいて、その分析効果を広く農業者の皆さんに提供することが大事だというふうに思っております。

そこで、農水省の補助金があるわけでありまして、その内容説明と実証地域を設けて事業展開するかについて御答弁を賜りたいと思います。

○議長（柴田正樹君） 経済部長、山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

農林水産省は、産地生産基盤パワーアップ事業において、生産基盤強化対策として全国的な土づくりの展開を実施するとしております。全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援するとしており、地力を高めて生産基盤を安定させるため、堆肥の購入費や散布に要する人件費など、堆肥施用に係る農家の経費を補助するものでございます。

本市の中山間地域などでは堆肥を活用していない地域もありますので、これらの地域でも堆肥の活用を促進していく必要があると考えております。本事業の実施に当たり、現在、農業者へ要望調査を行っているところですが、事業採択後は土づくり実証地域において、地力

の増進や作物の収量アップにつながる効果的な取組を支援していきたいと考えております。  
以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 取り組むということだというふうに理解をしましたが、農業者への要望調査を今行っているということではありますが、その調査を踏まえ、どの地域に実証地域を設けるのか、例えば網田地域に設けるのか、緑川地域に設けるのか、轟に設けるのか。そこらあたりを十分精査をしながら、要するに土づくりが普及するような場所、そして、その場所を設置したならば、その事業効果等をよく分析されて、広く農家の方に情報提供をしていただきますようお願いを申し上げます。

最後の質問です。稲作省力化対策の一環として新しい技術の栽培への取組の考え方ではありますが、特に稲作農家の春作業の省力化として、直播とか高密度播種とか疎植栽培等々があるわけです。先進地においては、栽培の工程に必要な農機の減価償却費やリース代の一部の助成、国の支援にプラスして、それぞれの市町村の独自政策もありますし、省力化の技術の普及を図っているところもあります。そこで、宇土市として、春作業の省力化と普及状況と、支援についての考え方をお伺いいたします。

○議長（柴田正樹君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

土地利用型作物においては、生産費の低コスト化が経営安定・向上につながる有益な施策とされています。生産費の低コスト化を実現する手段としては、新技術の導入がございます。

栽培方法においては、直播栽培，疎植栽培，育苗箱全量施肥，側条施肥，全量基肥施肥，密苗栽培など，主に育苗段階や植えつけ段階で実施すると，低コスト化に効果がある新技術がございます。

これら新技術の導入については，専用の農業用機械等が必要な場合もございますが，農林水産省では，産地生産基盤パワーアップ事業における収益性向上対策として，農業用機械のリース導入・取得に係る経費を支援するとしています。

農林水産統計，農業経営統計調査によると，平成30年産米生産費は10アール当たり12万8,724円です。生産費をおおむね1割以上低下するよう設定することが，低コスト化を実現するための目標とされており，土地利用型作物の生産者が多い本市においても，新技術の導入等による省力化対策は推進していく必要があると考えられます。

本市において，農林水産省補助金に対する上乗せ補助や，市補助事業などの市独自対策等は実施していませんが，これら補助事業の情報提供と事業推進を積極的に行っていく必要はあります。新規に農業用機械を導入した際の減価償却やリース費の一部に対する助成については，宇土市農業再生協議会において協議する必要があると考えております。

○議長（柴田正樹君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 再生協議会などで協議をするということではありますが、春作業ですからもう今年は間に合わないわけでありまして。したがって、時間も相当ありますので、新技術の導入について十分議論をされて、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。これもある意味では、直播した補助、それと通常田植えの補助、価格を設け本当に省力化できたのかどうか、最終的に米の収量が同一なのか、多いのか少ないのか、そこらあたりの分析をしていただいて、これもやはり農家の皆さんにデータといいますか、効果の情報提供を是非やっていただきたいというふうに思います。農業は非常に厳しい局面でありますので、経済部をはじめ各部門連携をとっていただいて、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

これもちまして、一般質問を終わります。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

## 日程第2 常任委員会に付託（議案第38号から議案第60号）

○議長（柴田正樹君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。議案第61号、宇土市農業委員会の委員の任命についてから、議案第72号、宇土市農業委員会の委員の任命についての人事案件12件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第72号までの12件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第38号から議案第60号までの23件につきまして、本日配付の令和2年6月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

## 日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（柴田正樹君） 日程第3、請願・陳情については、議席に配布の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたしましたので御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、22日文教厚生常任委員会、23日総務市民常任委員会、24日経済建設常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、6月30日火曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

午前11時29分散会

## 令和2年6月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

### 総務市民常任委員会

議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号 令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第2号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第3号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第5号 宇土市固定資産評価員の選任について

議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第6号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第8号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第10号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第11号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第12号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

議案第50号 宇土市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例について

議案第51号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第52号 宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第54号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について

### 経済建設常任委員会

議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて



- 専決第1号 令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について  
議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第6号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について  
議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第11号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について  
議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第12号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について  
議案第59号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について  
議案第60号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

## 文教厚生常任委員会

- 議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第1号 令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について  
議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第4号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第6号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について  
議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第9号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について  
議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第11号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について  
議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第12号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について  
議案第55号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議案第56号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議案第57号 宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 財産の取得について  
議案第59号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について

## 令和2年6月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

\*継続審査になっている陳情\*

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 元年 2	R1. 6. 12	2019年原水爆禁止国民平和 大行進への支持・賛同の願 い	熊本市中央区神水1丁目14-41 2019年原水爆禁止国民平和大行 進熊本県実行委員会 代表委員 熊本県原水協 畠田ミツ子 熊本県被団協 長曾我部久 熊本県国公議長 紫垣雅英 熊本県労連議長 榎本光男	総務市民
令和 元年 4	R1. 10. 24	介護施設の人員配置基準の 引き上げのため国に対し意 見書の提出を求める陳情書	熊本市中央区神水 1-20-15-102 熊本県医療労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	文教厚生

第 5 号

6 月 3 0 日 (火)

# 令和2年6月宇土市議会定例会会議録 第5号

6月30日（火）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第61号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第62号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第63号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第64号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第65号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第66号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第67号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第68号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第69号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第70号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第71号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第72号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
(討論・採決)
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
(採決)

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)

日程第2 各常任委員長報告

1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)

日程第3 請願・陳情について

(質疑・討論・採決)

- 日程第4 議案第61号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第62号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第63号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第64号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第65号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第66号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第67号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第68号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第69号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第70号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第71号 宇土市農業委員会の委員の任命について  
議案第72号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- (討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

(採決)

(追加日程)

日程第6 発議第2号 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書

3. 出席議員（18人）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 佐美三 洋 君  | 2番 小崎 憲一 君   |
| 3番 今中 真之助 君 | 4番 西田 和徳 君   |
| 5番 園田 茂 君   | 6番 宮原 雄一 君   |
| 7番 嶋本 圭人 君  | 8番 柴田 正樹 君   |
| 9番 平江 光輝 君  | 10番 檜崎 政治 君  |
| 11番 野口 修一 君 | 12番 中口 俊宏 君  |
| 13番 藤井 慶峰 君 | 14番 芥川 幸子 さん |

15番 山村保夫君

17番 村田宣雄君

16番 杉本信一君

18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東  頭君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
まちづくり推進課長	加藤敬一郎君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本  誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時28分開議

-----○-----

○議長（柴田正樹君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）

○議長（柴田正樹君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，今中真之助君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

去る6月16日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路における令和2年度の国の当初予算は1億円であり，前年度と同額であります。

用地取得の状況につきましては，面積ベースの進捗率が約99%，また，事業進捗率につきましても約35%と，昨年度から進捗はあっておりません。

今年度の事業内容につきましては，調査設計で令和2年度宇土道路外水文調査業務が実施されているほか，令和2年度事業計画として，海路口地区取得用地管理工事，笹原地区取得用地管理工事の2件が計画されています。

次に，宇土道路における令和2年度当初予算額は1億4千万円であり，前年度当初予算と同規模の予算額となっております。用地取得の状況につきましては，昨年度1年間の進捗率が約6ポイント増加し，面積ベースで約84%，また，事業進捗率につきましても約5ポイント増加し，約18%となっております。

事業内容といたしましては，前年度から繰越された事業，また，今年度，新たに着手された事業等がございますので，御報告させていただきます。

まず，前年度からの繰越事業といたしまして，調査設計では，国道57号宇土道路網津長浜トンネル修正設計業務が昨年度から引き続き実施されております。

工事では，熊本57号城塚橋下部工（A2）外工事，熊本57号上綱田橋下部工（A2）外工事の2件が，昨年度から引き続き実施されております。

次に，令和2年度事業について御報告いたします。

まず，調査設計では，令和2年度宇土道路外水文調査業務が実施されております。これは，

宇土道路及び熊本・宇土道路において、周辺井戸の水位観測、水量測定、水質検査等を行うもので、調査結果は今後の基礎資料として使われます。

工事では、城塚地区改良7期工事における入札に伴う公告が行われております。これは、城塚地区の地盤改良工事を行うものとなっております。

そのほか、令和2年度事業計画として、笹原トンネル工事、網津地区ほか用地買収、支障物件移設補償等が計画されています。

最後に、熊本天草幹線道路の宇土―三角間のルート案につきましては、令和2年度熊本天草幹線道路計画検討業務における、入札に伴う公告が行われております。これは、現在、示されております三つのルート案での詳細な検討を行うものです。

以上の報告を踏まえ、論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「新型コロナウイルス感染症により、工事がストップするなどの影響は出ていないか。」との質疑があり、執行部から「現在のところ、新型コロナウイルスの影響で、工事を中止したなどの話は聞いていない。」との答弁がありました。

次に、委員から「熊本天草幹線道路の宇土―三角間のルートはいつ頃決定するのか。」との質疑があり、執行部から「ルートの決定時期など詳細な情報については、現在のところ公開されていない。」との答弁がありました。また、委員から「山間部を通るルートの場合、トンネルが多くなり、水脈を壊す可能性があるのではないかと地元住民は危惧されているので、地元の意見として国土交通省に伝えてほしい。」との要望がありました。

最後になりますが、本委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長（柴田正樹君） 日程第2、去る6月19日の本会議において、各常任委員会に付託い



たしました、市長提出議案第38号から議案第60号までの23件、並びに請願・陳情につき、審査の経過と結果について、それぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、平江光輝君。

○総務市民常任委員長（平江光輝君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月23日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係5議案、予算関係1議案、専決処分の報告及び承認10議案と陳情1件であります。

まず、議案第38号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

まず、総務費では、社会保障・税番号制度経費として104万2千円を増額するものであります。

次に、消防費では、消防団経費として122万1千円を増額するものであります。

このほか、消防本部・北消防署建設事業及び消防団経費について、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第3号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第6号令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、総務費では、庁舎建設事業経費として1,023万4千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（人件費）として60万円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第48号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第11号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議会一般経費として54万円、議員経費として336万円を減額するものであります。

次に、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（人件費）として８８９万円、新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）として２２５万円を増額するものであります。

次に、議案第４９号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第１２号、令和２年度宇土市一般会計補正予算（第４号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（消毒事業補助金）として５００万円を増額するものであります。

次に、議案第５０号、宇土市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例について。これは、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償について定める必要があるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第５９号、令和２年度宇土市一般会計補正予算（第５号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、総務費では、文書管理経費（復興基金創意工夫分）として１３８万６千円、網田地区移動支援（乗合デマンド実証実験）事業として２４０万円、社会保障・税番号制度導入経費として４１４万２千円を増額するものであります。

次に、消防費では、防災行政無線維持管理経費として、３４０万９千円を増額するものであります。

また、自治法派遣職員住居借上に要する経費（令和３年～令和４年）について、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

その他、議案第３９号、議案第４７号、議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号、議案第５４号につきましては、関連法律の改正等に伴い条例を改正するものです。

また、議案第４４号、議案第４５号につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われる症状がある国民健康保険の被保険者のうち、労務に服することができない被用者等に対して傷病手当金を支給するため、宇土市国民健康保険条例の一部改正とそれに伴う予算を増額するものです。

最後に、議案第４２号につきましては、固定資産評価員の選任を行うものです。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第３８号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第１号、令和元年度宇土市一般会計補正予算（第８号）について。委員から「宇土市では、どのくらいマイナンバーカードの普及が進んでいるのか。」との質疑があり、執行部から「本年５月３１日現在の交付率が１５．５％である。」との答弁がありました。それに対して、委員から

「今回の特別定額給付金の支給がスムーズに行えなかった自治体もあったことから、国では、マイナンバーを預貯金口座と紐づけるなどの検討が始まっているが、マイナンバーカードの普及が進んでいない。今後、市としてどのような普及推進を考えているのか。」との質疑があり、執行部から「市の説明会や地域で行われる会合などに職員が出向き、マイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請を積極的に取り入れていきたいと考えている。また、来年3月末から開始される、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたPR等も併せて行っていくことで普及に努めたい。」との答弁がありました。

次に、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第6号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。委員から「新型コロナウイルス感染症対策に係る時間外勤務手当が、市全体で約60万円計上されている。特別定額給付金の支給作業には、他部署からの応援もあったと聞いているが、状況はどうだったのか。」との質疑があり、執行部から「特別定額給付金については、業務応援を全庁的にお願いしたところ、土日を含め、毎日20人から30人ほどの応援があり、時間外勤務を抑えることができた。なお、土日の勤務については、感染予防対策の一環として実施したシフト勤務により対応を行った。」との答弁がありました。それに対して、委員から「時間外勤務を最小限に抑えることができたすばらしい取組だと思う。災害時等でもこのような連携がスムーズにとれるように今後も願います。」との意見がありました。

次に、議案第59号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。委員から「網田地区における乗合デマンド実証実験を秋頃に実施するということだが、これまでのミニバスのんなっせと乗合デマンドバスとの違いは何か。」との質疑に対し、執行部から「ミニバスのんなっせは定期行路便で、各バス停を定期的に回って乗車してもらう運行システムだが、乗合デマンドバスは、自宅の玄関から市内の病院等の登録された場所まで、ドア to ドアで移動を提供するシステムとなっている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「運賃はいくらくらいに設定するのか。」との質疑があり、執行部から「網田地区は民間のバスも運行しているため、今後、他の公共交通機関を考慮した運賃設定を検討していきたい。」との答弁がありました。それに対して、委員から「実証実験の結果次第では、今後、網田地区以外にも導入の検討を進めてほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、委員から「不燃ごみの回収基準が以前より厳しくなっていると聞いたが、どのような状況なのか。」との質疑に対し、執行部から「今年度から不燃ごみを中間処理せずに宇城クリーンセンターに搬入しているが、資源ごみの混入が多かったため、混入したごみ袋は収集しないこととした。しかし、想定以上に混入したごみ袋が多く、ごみ置き場にごみ袋が溜まってしまった。そこで、宇城クリーンセンターと協議を行い、一旦全てのごみ袋を収集することとし、現在は、若干資源ごみが混入したごみ袋でも収集することとした。

ただし、現状のままでは宇城クリーンセンターも対応が難しくなっているため、今後は、同じく宇城クリーンセンターを利用している宇城市、美里町とも協議しながら、よりよい収集方法を検討していきたいと考えている。また、ごみ出しのルールについても、広報等で周知していきたい。」との答弁がありました。それに対して、委員から「ごみが収集されなければ、区長さんや地区の住民の方が大変苦労される。ごみ置き場に看板などの掲示も行ってほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第40号については賛成多数、その他の議案については、全会一致で原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和元年陳情第2号「2019年原水爆禁止国民平和実行への支持・賛同のお願い」については、賛成少数で不採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、宮原雄一君。

○経済建設常任委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月24日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、専決処分の報告及び承認4議案であります。

まず、議案第38号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、令和元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、県営湛水防除事業負担金として2,548万円を増額するものであります。

次に、土木費では、急傾斜地崩壊対策事業負担金として300万円、準用河川船場川改修事業として6,400万円を増額するものであります。また、準用河川改修事業など2事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第6号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

商工費では、新型コロナウイルス対策融資利子補給事業として2,619万6千円を増額するものであります。

次に、議案第48号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第11号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

商工費では、小規模事業者事業継続給付金事業（新型コロナウイルス対策分）として5,346万5千円を増額するものであります。

次に、議案第49号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第12号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

商工費では、新型コロナウイルス経済対策商品券事業費として5,310万2千円を増額するものであります。

次に、議案第59号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、食品産業・6次産業化交付金事業として4,796万4千円を増額するものであります。

次に、商工費では、住吉自然公園整備事業として132万9千円、宇土マリーナ施設整備事業として5,020万4千円を増額するものであります。

次に、土木費では、避難路整備事業補助金として200万円を増額するものであります。

次に、議案第60号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は583万円を増額するもので、補正後の総額は4億2,230万6千円であります。これは、築籠ポンプ場3号主ポンプ用吐出弁改修工事費の増額補正となっております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第49号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第12号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。委員から「新型コロナウイルス経済対策商品券事業について、DV等を原因とする夫婦別居等様々な事情の家庭があると思うが、どのように対応するのか。また、対象店舗には飲食店も入るのか。」との質疑があり、執行部より「商品券は、基本的には世帯主への交付だが、事前に相談があれば、個別の対応を予

定している。対象店舗については、現在募集を行っているが、飲食店も対象であり、積極的な参加を促すため個別に周知を行う。」との答弁がありました。

次に、議案第59号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。委員から「宇土マリーナ堤防の防護柵の工事請負費について、これまでも、適宜、塗布等の修繕を行っていたと思うが、今回、防護柵の修繕のみで約5,000万円必要ということか。」との質疑があり、執行部より「これまでは、管理棟付近の防護柵を部分的に修繕していたが、今回は、熊本地震復興基金等を活用し、未改修である堤防の防護柵、総延長約1キロメートルの区間を全て取り換えるため計上している。」との答弁がありました。

また、議案以外として、委員から「新型コロナウイルス感染症関係で、水道料の減免又は猶予措置を行っているか。」との質疑があり、執行部より「減免は行っていないが、猶予については、申出があれば行うようにしている。現在、電話での相談が3件あり、実際に猶予措置をとった方は0件である。」との答弁がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので報告します。

「令和2年度においては、平成23年度調査区域の14字及び平成24年度調査区域の7字の計21字の再調査を実施する計画であり、現在、現地立会いに向けて、地権者説明会を開催している。また、昨年度、再調査を行った平成21年度調査区域の15字及び平成23年度調査区域の2字の計17字の閲覧についても、今年度の実施を予定している。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、西田和徳君。

○文教厚生常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月22日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係1議案、専決処分の報告及び承認6議案、その他1議案の合計11議案と陳情1件であります。

まず、議案第38号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第1号、令和

元年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として2,236万7千円を増額するものであります。

教育費では、学校ICT環境整備事業として5,318万円を増額するものであります。また、学校ICT環境整備事業など2事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第48号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第11号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、特別定額給付金事業として36億9,210万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業として5,281万9千円を増額するものであります。衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として207万2千円を増額するものであります。

次に、議案第49号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第12号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（子育て支援分）として1,602万6千円を増額するものであります。

教育費では、学校ICT環境整備事業として1億4,156万5千円を増額するものであります。

次に、議案第57号、宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について。これは、一時預かり保育を円滑に実施するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第58号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、みんなの家移設事業として2,142万円、健康福祉館施設改修事業として2,100万3千円を増額するものであります。

教育費では、幼稚園、小中学校トイレ改修事業として847万円、震災対策事業（文化課分）として708万3千円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

その他、議案第41号、議案第55号、議案第56号につきましては、関連法律の改正等に伴い条例を改正するものであります。

また、議案第43号、議案第46号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う予算を増額するものであります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第48号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第11号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。委員から「特別定額給付金の申請状況はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「6月19日の時点で、対象者1万5,381件のうち1万5,033件、率にすると97.7%が申請済である。給付は週に1回行っており、6月23日の給付予定まで含めると、件数で1万4,999件、率にして97.5%が給付済となる予定である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「未申請の方への対応はどのようにするのか。」との質疑があり、執行部から「348件が未申請となっているが、書類の不備等でやり取りをしている方や単身世帯で死亡されていて給付に至らない方などが35件あり、それ以外の方々へは申請勧奨通知を送付することとしている。」との答弁がありました。

次に、議案第58号、財産の取得について。委員から「校務支援ソフトの取得が随意契約となっているが、一般競争入札としなかったのはなぜか。」との質疑があり、執行部から「不正アクセス防止の観点から、このソフトは外部から切り離れたネットワークの中で運用する必要がある。契約の相手方である株式会社DAZZーSTYLEは教育委員会も含めた宇土市のネットワークシステム全体を管理しており、そのネットワークの中で運用するため随意契約とするものである。」との答弁がありました。これに対して、委員から「ソフトを業者から直接購入することはできないのか。また、一度取得すれば期限なく使用することが可能なのか。」との質疑があり、執行部から「製造元にも確認したが、自治体への販売はできないとのことだった。ネットワーク上で運用するには、ソフトをサーバーに組み込む必要があるため、サーバーを運用している業者からの購入となる。使用できる期間は5年間となっている。」との答弁がありました。また、委員から「3,300万円という取得価格は適正なのか。」との質疑があり、執行部から「導入済の自治体を調査したところ、価格に差はなく適正だと思っている。」との答弁がありました。

次に、議案第59号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について。まず、幼稚園・小中学校のトイレ改修事業について、委員から「これでトイレの洋式化率は何%となるのか。」との質疑があり、執行部から「現在、使用しているトイレは今回の工事で全て洋式となる。」との答弁がありました。これに対して、委員から「全ての工事が終わるのはい



つになるのか。」との質疑があり、執行部から「年度内の完了を目指している。」との答弁がありました。

次に、浦田仮設団地みんなの家移設工事について、委員から「移設する理由は何か。」との質疑があり、執行部から「仮設団地に関して唯一残っている建物であることから、熊本地震の遺産として遺したいと考えているが、現在の基礎が恒久的に使えるものではないため、現在の位置より南東側の市道沿いに基礎を作り直して移設するものである。」との答弁がありました。これに対して、委員から「地震を忘れないために残すのか。」との質疑があり、執行部から「それもあるが、活用も当然していく。子育て支援や地域でも使ってもらえればと考えている。」との答弁がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和元年陳情第4号「介護施設の人員配置基準の引き上げのため国に対し意見書の提出を求める陳情書」については、賛成多数で採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（柴田正樹君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 議案第40号、専決第3号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは、課税上限を2万円引き上げるものでありますが、国保加入者は、年金生活者やパートなどで働く所得の少ない人が多く、年間所得200万円以下の世帯が8割を占めております。所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽより、国保税は2倍近く高くなっております。そのため、払いたくても払えない加入者も増えております。全国知事会や市長会も国に財政支援を増やすように求めております。国が財政支援を増やし、協会けんぽ並みにすべきとの立場から、この引上げに反対をいたします。

○議長（柴田正樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第38号から議案第39号までの2件について一括して採決したいと思ひます。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。各委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第39号までの2件については、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。議案第40号について採決したいと思ひます。

ただいまの総務市民常任委員長の報告は、原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 賛成議員多数です。

よって、議案第40号については、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。議案第41号から議案第60号までの20件について一括して採決したいと思ひます。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認及び可決であります。委員長報告のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第60号までの20件については、原案のとおり承認及び可決されました。

-----○-----

### 日程第3 請願・陳情について

○議長（柴田正樹君） 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 陳情第2号「2019年原水爆禁止国民平和大行進への支持・賛同のお願い」となっておりますが，原案に賛成の立場から意見を述べます。

この陳情書の内容は，核兵器禁止条約の早期発効のため，唯一の被爆国である日本政府は，積極的な役割を果たすように，国に意見書を上げてほしいというものであります。3年前の7月7日に，国連において122か国の賛成で，核兵器禁止条約が採択され，50か国以上の国が署名し批准すれば，条約が発効するとなっております。広島・長崎に原爆が投下され，一瞬にして多くの方々の命を奪いました。あれから75年が経つわけでありまして。被爆者は今も原爆の後遺症に苦しんでおられます。再び核戦争をしてはならない。原爆の後遺症に苦しむ新たな被爆者をつくってはならない。そのためには核兵器の廃絶以外にありません。唯一の被爆国の政府として，この条約を批准し，世界に向かってこの条約に参加するよう先頭に立って努力する必要があると思います。本市においても，昭和60年に非核三原則，非核平和都市宣言を行っております。議員の皆さん方の賛同をお願いいたしまして，原案に賛成の立場から討論といたします。

○議長（柴田正樹君） ほかに討論はありませんか。

9番，平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 令和元年陳情第2号「2019年原水爆禁止国民平和大行進への支持・賛同のお願い」について，私は個人として委員長報告に賛成，つまり原案に反対の立場から討論を行います。

この陳情は，唯一の被爆国である日本は，核兵器全面禁止に積極的な役割を果たすべきであるとして，国に対して核兵器禁止条約への調印，批准するよう意見書提出を求める内容となっております。我が国は，日本国憲法に掲げる恒久平和主義の理念にのっとり，非核三原則を提唱しています。本市においても昭和60年3月に，宇土市と宇土市議会連名のもと，平和都市宣言がなされており，個人としてはこの考えに賛成であります。しかし，日本政府の考えとしては，北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては，通常兵器では抑止をきかせることは困難であるため，日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要だとし，核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば，米国による核抑止力の正当性を損ない，国民の生命・財産を危険にさらすことになりかねないとしています。また，核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし，現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていきたいとしています。

今回提出された陳情は，こういった政府の考えに反する内容となっており，国の外交政策に影響を及ぼす可能性があると考えます。昭和38年，自治省，現在の総務省から，各都道府県知事あてに，たとえ当該地方公共団体の公益に関する事件に該当する場合であっても，

意見書の内容いかんによっては、それが国の外交政策に関連し、国外の交渉に影響を及ぼすこともあるので、慎重に取扱いすべきであるとした通知が出されております。まさに、この陳情は国の外交政策に関わるものであり、市町村議会で議論する範囲ではないと考えます。

また、実際、県内の他市議会では、常任委員会に対して付託さえされておらず、採択あるいは不採択、そういった議論すら行われておりません。

以上のことから、市議会の権限外であるこの陳情については、不採択にせざるを得ないことと考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（柴田正樹君） ほかに討論はありませんか。

13番、藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 無所属の藤井慶峰です。令和元年陳情第2号「2019年原水爆禁止国民平和大行進への支持・賛同のお願い」について、総務市民常任委員会の委員長報告では賛成少数で不採択であります。私は、採択すべきとの立場から討論を行います。

この陳情が市議会に提出されたのは1年前、令和元年6月12日であります。昨年の6月議会では間に合いませんでしたが、その間、3回の定例会がありました。継続審査となっております。提出から1年後の本定例会の委員会において、賛成少数で不採択となっております。委員会での意見等について、宇土市平和都市宣言についても意見が出されたようではありますが、改めてこの宣言について考えてみたいと思います。

1985年、昭和60年3月26日、宇土市と宇土市議会は、「恒久平和は人類普遍の願いである。世界で唯一の核被爆国である我が国は、全世界に向かって被爆者の苦しみの実相を知らせ、広島・長崎の惨禍が再び繰り返されることのないように、特段の努力をなす責務を負っていると言わねばならない。宇土市民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念にのっとり、我が国が継承する非核三原則の遵守を永遠に希求して、ここに平和都市宣言をするものである」と平和都市宣言をしたのであります。この理念に基づいて、平成15年3月議会において、当時小泉内閣でございましたが、米英両国によるイラクに対する武力行使を支持した小泉内閣に対して、宇土市議会として意見書を提出いたしました。その内容は、1、政府が憲法の平和条項の理念に立ち返り、米英両国の武力行使に対する支持を撤回し、平和的解決に努力すること。2、政府は米英両国に対して、平和的解決を要望すること。を求める議員発議による意見書を可決し、政府に提出したのであります。

また、元松市長も、平成30年8月1日付けの元樹だよりにおいて、「恒久平和は人類普遍の願いである。これは宇土市の平和都市宣言における冒頭の一節です。1945年8月、人類史上初の原子爆弾が広島・長崎に投下され、8月15日に終戦を迎えました。そのため、8月は戦争について深く考えさせられる時期です。世界の平和は誰しもが望むことです。そ

の一方で、この世から争いの種が絶えないこともまた事実。心でいくら望んでも、望むだけでは平和の願いを叶えることはできません。宇土市では、昭和60年3月に、宇土市と宇土市議会の連名により、平和都市宣言を行いました。平和都市宣言とは、地方自治体が世界の恒久平和を願って、核兵器等の廃絶を訴えたり、平和推進事業に取り組むことを表明するものです。これまでに本市では、各小中学校での平和教育学習はもとより、平成26年度にシベリア強制抑留を経験された方の講演会を開催するなど、多くの平和推進事業を行ってきました。終戦から73年目を迎え、戦争を経験された方の高齢化も進み、戦争を語り継いでいくことが年々難しくなっています。私も子どもの頃、祖父母たちから戦争の体験談等を聞き、衝撃を受け、戦争の悲惨さ、命の尊さについて考えさせられたものです」と平和を願い、核兵器の廃絶を訴え、平和推進事業に取り組むことの重要性を訴えておられます。

また、平成29年9月議会においては、野口修一議員も一般質問で、本市の平和都市宣言を取り上げ、市として市民として平和教育に取り組むことの重要性を訴えられ、執行部も積極的に平和教育に取り組むとの答弁をされております。

今、世界中に人類を滅亡させても余りある核兵器が存在します。核兵器の使用は、すなわち人類にとっては滅亡を招くものであり、核兵器の使用については勝者はありません。誰もが敗者であり、誰もが被害者であります。私たちは、今一度この平和都市宣言を制定された当時の原点に立ち返って、平和について核兵器廃絶について考え、行動を起こすべきだと思います。私は、平和都市宣言をした本市議会においては、本陳情書については早い時期に採択すべきであったと考えるものであります。

以上、意見を申し上げ、本陳情書を採択されますようお願いを申し上げます、討論といたします。ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。令和元年陳情第2号について採決したいと思います。

この陳情に対する総務市民常任委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。令和元年陳情第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（柴田正樹君） 賛成議員少数です。

よって、令和元年陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。令和元年陳情第4号について採決したいと思います。

この陳情に対する文教厚生常任委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり採

択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(柴田正樹君) 賛成議員多数です。

よって、令和元年陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

-----○-----

日程第4	議案第61号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第62号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第63号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第64号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第65号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第66号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第67号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第68号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第69号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第70号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第71号	宇土市農業委員会の委員の任命について
	議案第72号	宇土市農業委員会の委員の任命について

○議長(柴田正樹君) 日程第4、議案第61号、宇土市農業委員会委員の任命についてから、議案第72号、宇土市農業委員会委員の任命についてまでの12件を一括して議題といたします。

これより、一括して討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号から議案第72号までの12件について一括して採決したいと思えます。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第72号までの12件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（柴田正樹君） 日程第5，委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長，議会運営委員長から，現在，委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第72条の規定により，閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって，各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に，日程についてお諮りいたします。

本日，議員提出として発議第2号が新たに追加上程されております。この際，本日の日程に追加し，議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって，日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第6 発議第2号 介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書

○議長（柴田正樹君） 日程第6，発議第2号，介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書を議題といたします。

まず，議案を事務局長に朗読させます。

事務局長，野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 発議第2号，介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により，別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年6月30日提出。

提出者，宇土市議会議員，中口俊宏，樫崎政治，山村保夫，藤井慶峰，園田茂。

宇土市議会議長 柴田正樹様。

以上でございます。

○議長（柴田正樹君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第2号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田正樹君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(柴田正樹君) 賛成議員多数です。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和2年6月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時32分閉会

○議長(柴田正樹君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月15日に招集されました今定例会は、一般質問の時間短縮や議場出席者の最小化、一般傍聴の自粛など、3月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの定例会となりましたが、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに、心から厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長からの御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市議会並びに議員の皆様におかれましては、一般質問の時間短縮について特段の御配慮を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。



また、補正予算案をはじめ多数の重要案件を御提案しましたが、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、今月19日に、都道府県をまたぐ移動の自粛が全面解除となりました。社会経済活動が本格的に再開されたところでございます。その一方で、先週22日には、県内で45日ぶりに新たな感染者が確認されるなど、依然として気を緩めることができない状況にあります。

今後も、流行の第2波に備え、感染症対策と地域経済の活性化の両立に向けて全力で取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様におかれましても、引き続き新しい生活様式を実践し、感染防止に努めていただくとともに、段階的に活動の範囲を広げるなど、地域経済の回復に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会から、タブレット端末を用いたペーパーレス議会が本格的にスタートいたしました。

このペーパーレス化の取組は、タブレット端末を利用することにより、議案書や予算書、議案関連資料等を電子データ化し管理することで、議会運営の効率化はもとより、用紙代や印刷製本に伴う人件費等のコスト削減が見込まれるものと考えております。

加えて、今回の新型コロナウイルス感染症への対応も含め、大規模災害などの有事の際に、このタブレット端末を活用し、執行部と議会との間で、迅速に情報を共有するなど、今後、幅広い活用ができるものと期待しているところでございます。

これまで、ペーパーレス議会の実現に向け、御尽力いただきました柴田議長をはじめ、議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

市議会並びに議員の皆様におかれましては、引き続き市政運営の両輪として、市政に対する監視役にとどまらず、これまで以上に市政発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

これから、蒸し暑い日が続く、寝苦しさや食が進まないこともあるかと思われます。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（柴田正樹君） これをもって終了いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

午前11時35分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 柴 田 正 樹

宇土市議会議員 檜 崎 政 治

宇土市議会議員 野 口 修 一